

九州電力株式会社

第三者委員会 郷原委員長 殿

調査報告書

(玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画及び
川内原子力発電所における3号機増設の件)

2011年(平成23年)9月26日

西村あさひ法律事務所

九州電力株式会社
第三者委員会 御中

2011年(平成23年)9月26日

弁護士 梅 林 啓

弁護士 細 野 敦

弁護士 荒 井 喜美

弁護士 中 谷 文 彌

弁護士 有 松 晶

本調査報告書は、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)が設置した第三者委員会から委嘱を受けて、当職らが実施した調査(以下「本調査」という。)の結果等を報告するものです。

なお、本調査報告書は、与えられた時間及び条件のもとにおいて、可能な限り適切と考える調査、分析等を行った結果をまとめたものでありますが、新たな事実等が発覚した場合には、その結論等が変わる可能性があります。また、本調査報告書は、訴訟の結果等について保証するものではない点にもご留意下さい。

記

第1	調査の目的等	1
1	本調査の目的	1
2	当職らによる調査方法・内容	1
(1)	プルサーマル計画に関する公開討論会等について	2
ア	関係資料の精査	2
イ	ヒアリングの実施	2
(2)	川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等	2
ア	関係資料の精査	2
イ	ヒアリングの実施	2
3	本調査の基準日	3
第2	本調査の結果	4
1	九州電力における原子力発電事業及びその背景事情	4
(1)	国の原子力発電政策	4
(2)	九州電力における原子力発電事業の概要	5
(3)	地元への理解推進活動について	5
2	玄海原子力発電所3号機において実施を検討していたプルサーマル計画に関する公開討論会等について	6
(1)	プルサーマル計画を巡る背景事情	6
ア	プルサーマルとは	6
イ	プルサーマルを巡る日本国内の状況	6
ウ	九州電力が玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画の実施を決めた経緯	7
(2)	プルサーマル計画の実施のための手続	8
(3)	九電討論会	8
ア	九電討論会の開催に至る経緯	8
イ	九電討論会の開催状況	9
ウ	九電討論会への参加呼びかけ	10
(ア)	参加呼びかけの方法・ルート	10
(イ)	九電討論会における参加呼びかけの経緯	11
(ウ)	九州電力の参加呼びかけにより集まった一般参加者の数	11

エ	専門家・パネリストの選定状況	11
	(ア) 専門家4名の選定状況	12
	(イ) パネリスト6名の選定状況	12
	(ウ) パネリスト選定についての評価	13
オ	会場からの質問の状況	14
	(ア) 書面による質問	14
	(イ) 会場からの挙手による質問	14
カ	九電討論会における国及び佐賀県の関わり	14
	(ア) 国について	14
	(イ) 佐賀県について	15
(4)	プルサーマルシンポジウム	15
ア	プルサーマルシンポジウムが開催されるに至る経緯	15
イ	経済産業大臣による原子炉設置変更許可	16
ウ	プルサーマルシンポジウムの開催状況	16
エ	プルサーマルシンポジウムへの参加呼びかけ	17
オ	コーディネーター・パネリスト・専門家等の選定	18
	(ア) 第一部におけるコーディネーター・パネリストの選定	18
	(イ) 第二部における専門家の選定	18
	(ウ) 九州電力による作業についての評価	19
カ	会場からの質問の状況	19
	(ア) 第一部における質問	19
	(イ) 第二部における質問	19
キ	プルサーマルシンポジウムにおける国からの九州電力に対する指示等	20
(3)	佐賀県討論会	21
ア	佐賀県討論会が開催されるに至る経緯	21
イ	佐賀県討論会の開催状況	22
ウ	佐賀県討論会への参加呼びかけ	23
	(ア) 佐賀県討論会における参加呼びかけの経緯	23
	(イ) 佐賀県討論会における一般参加者の数	23
エ	コーディネーター・パネリスト・オブザーバーの選定状況	24
	(ア) コーディネーター・パネリスト・オブザーバーの選定状況等	24
	(イ) 九州電力による作業とその評価	24
オ	会場からの質問の状況	25
	(ア) 質疑応答セッションの進め方等	25
	(イ) 九州電力が「仕込み質問」を用意した背景事情	25
	(ウ) 仕込み質問者確保の状況	26

(イ)	仕込み質問者の配置の状況	26
(オ)	質問事項の割り当ての状況	27
(カ)	当日の状況	27
(キ)	仕込み質問に関する佐賀県の認識	27
(ク)	仕込み質問に関する評価	28
カ	古川知事との関係	29
キ	佐賀県討論会に対する古川知事の評価	30
ク	佐賀県討論会における国の関与	30
3	川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等	32
(1)	川内原子力発電所3号機増設について	32
ア	次期原子力発電所の計画	32
イ	新たな原子力発電所が川内原子力発電所3号機となった経緯	32
(2)	川内原子力発電所3号機増設のために必要とされている手続	33
ア	川内原子力発電所3号機増設のために必要とされている手続の概要	33
イ	(a)環境影響評価について	33
ウ	(b)第一次公開ヒアリング(経済産業省主催)	35
エ	第一次公開ヒアリング後の手続の進行状況	35
(3)	九州電力が行ってきた理解推進活動	36
ア	日常的な参加呼びかけ及び地元との信頼関係の構築	36
イ	九州電力と地元企業との関わり	37
ウ	日頃の理解推進活動の一環としての参加呼びかけ	37
エ	地元の原子力慎重派	38
(4)	薩摩川内市説明会について	38
ア	薩摩川内市説明会の開催状況	38
イ	2009年(平成21年)1月8日の出来事	39
ウ	薩摩川内市説明会への参加呼びかけ	39
(ア)	警備としての九州電力社員の動員計画	39
(イ)	参加呼びかけの状況	39
(ウ)	九州電力の参加呼びかけにより集まった一般参加者の数	40
エ	会場からの質問について	41
(ア)	質問票の受付から回答までのプロセス	41
(イ)	質問票への回答結果	41
オ	国の関与	42
(5)	いちき串木野市説明会	43
ア	いちき串木野市説明会の開催状況	43

イ	いちき串木野市説明会への参加呼びかけ	43
(ア)	警備としての九州電力社員の動員計画	43
(イ)	参加呼びかけの状況	44
(ウ)	九州電力の参加呼びかけにより集まった一般参加者の数	44
ウ	会場からの質問について	44
(ア)	質疑応答セッションについて	44
(イ)	質問票への回答結果	45
エ	国の関与	45
(6)	第一次公開ヒアリング	45
ア	第一次公開ヒアリングの開催に至る経緯	45
イ	第一次公開ヒアリングの開催状況	45
ウ	九州電力による一般傍聴人の第一次公開ヒアリングへの参加呼びかけ	47
(ア)	九州電力が、一般傍聴人の第一次公開ヒアリングへの参加呼びかけを行った経緯	47
(イ)	九州電力による参加呼びかけの状況	47
(ウ)	九州電力の参加呼びかけによる一般傍聴者の数	48
エ	九州電力による意見陳述人の確保	49
(ア)	九州電力が意見陳述人を確保した経緯	49
(イ)	九州電力が意見陳述人を確保した状況	49
(ウ)	陳述要旨の作成	50
(エ)	当日の意見陳述内容の検討及び陳述原稿の作成	50
(オ)	九州電力による陳述要旨及び陳述原稿の入手	51
オ	資源エネルギー庁への報告・相談・関与の状況	51
(ア)	一般傍聴人の参加呼びかけ	51
(イ)	意見陳述人の応募呼びかけ	52
(ウ)	意見陳述人の選定状況	52
カ	九州電力による意見陳述人の確保とその評価	53
第3	本調査の結果に対する検討・評価	54
1	はじめに	54
2	参加呼びかけ問題についての考察	54
3	パネリスト・専門家等の選定についての考察	55

第1 調査の目的等

1 本調査の目的

本調査の対象としたのは、住民参加型の下記の6つの公開討論会等(シンポジウム、説明会、公開ヒアリングを含め、以下、まとめて「**公開討論会等**」ということがある。)において、九州電力が、公開討論会等への参加者を増やすために、九州電力社員(退職者を含む)、協力会社、その他の地元関係団体等に参加を呼びかけていた事実の有無(以下、このような呼びかけを「**参加呼びかけ**」ということがある。)、九州電力が、パネリスト、質問者、意見陳述人など、当日、会場における発言者及びその発言内容を準備していた事実の有無(以下、質問者に対する発言内容の準備行為を「**仕込み質問**」ということがある。)、これら参加呼びかけ及び仕込み質問等に対する国又は関係地方公共団体の関与の有無である。

本調査の対象とした6つの公開討論会等は、下記のものである。

- ア 九州電力が玄海原子力発電所3号機において実施を検討していたプルサーマル計画に関する下記のもの。
 - (ア) 2005年(平成17年)2月20日に開催された九州電力主催によるプルサーマル公開討論会(以下「**九電討論会**」という。)
 - (イ) 2005年(平成17年)10月2日に開催された国主催によるプルサーマルシンポジウム(以下「**プルサーマルシンポジウム**」という。)
 - (ウ) 2005年(平成17年)12月25日に開催された佐賀県主催によるプルサーマル公開討論会(以下「**佐賀県討論会**」という。)
- イ 九州電力が計画していた川内原子力発電所3号機増設に関する下記のもの。
 - (I) 2009年(平成21年)1月23日に薩摩川内市において開催された環境影響評価準備書説明会(以下「**薩摩川内市説明会**」という。)
 - (オ) 2009年(平成21年)1月30日にいきち串木野市において開催された環境影響評価準備書説明会(以下「**いきち串木野市説明会**」という。)
 - (カ) 2010年(平成22年)5月18日に開催された国主催による第一次公開ヒアリング(以下「**第一次公開ヒアリング**」という。)

2 当職らによる調査方法・内容

本調査では、九州電力に現存する関係資料、公開討論会等の内容を録画した映像記録、関係者のパソコンに残されているデータ等を精査したほか、九州電力社員(退職者を含

む。)、第一次公開ヒアリングにおける意見陳述人、その他の関係者ら、42名¹のヒアリングを実施した。

(1) プルサーマル計画に関する公開討論会等について

ア 関係資料の精査

プルサーマル計画に関する公開討論会等に対する調査では、約160冊の関係資料、公開討論会等の映像記録、関係者のパソコンに残されているデータ等を精査した。

イ ヒアリングの実施

プルサーマル計画に関する公開討論会等に対する調査に関連して、九州電力社員ら22名、佐賀県職員2名に対しヒアリングを実施した。

(2) 川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等

ア 関係資料の精査

川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等に対する調査では、約90冊の関係資料、公開討論会等の映像記録等を精査した。

イ ヒアリングの実施

川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等に対する調査に関連して、九州電力社員ら9名、第一次公開ヒアリングにおいて意見陳述を行った意見陳述人11名に対しヒアリングを実施した²。

¹ 同一人物につき複数回ヒアリングを実施した場合は1名としてカウントし、プルサーマル計画に関する公開討論会等、川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等の双方に参与している人については、それぞれにつき1名とカウントすることとした。

² なお、下記のとおり、九州電力が応募呼びかけを行い、経済産業省によって意見陳述人に選定された者は15名であったところ、残り4名については、遠方に居住していること、体調不良等の理由により、ヒアリングを実施することができなかった。

3 本調査の基準日

本調査は、2011年(平成23年)8月3日に開始され、本調査の基準日(以下「調査基準日」という。)は、2011年(平成23年)9月19日である。

したがって、下記第2及び第3は、調査基準日現在において判明した事実関係、検証結果等をまとめたものであり、調査基準日以降における新事実の発覚については取り込んでいない。

第2 本調査の結果

1 九州電力における原子力発電事業及びその背景事情

(1) 国の原子力発電政策

日本のエネルギー源は、高度経済成長が始まった昭和30年代に石油の導入が本格化し、さらに昭和40年代から原子力の開発・導入が進められた。日本は、エネルギー供給に支えられた経済成長により発展を果たしたが、同時に、エネルギー消費の著しい増加を招き、エネルギー価格の安定化とエネルギーの安定供給が求められるようになった。日本は、エネルギー源の石油への依存度が圧倒的に高かったところ、昭和40年代後半からの石油危機を経て、石油という単一のエネルギー源への依存度が高いことや、エネルギー資源の大部分を海外に依存していることの問題性が認識されるようになり、次第に、エネルギー需給安定のため、石油代替エネルギー対策や省エネルギー対策が着目されるようになっていった。

このような状況の中で、経済産業省は、供給安定性と経済性に優れた準国産エネルギーとして原子力発電を評価し、国全体のエネルギー源における原子力発電比率を40%程度にまで増やして、原子力発電を国の基幹電源にすることを目標に掲げて³原子力発電の推進強化政策を進めてきた。

具体的には、

- ア 既設の原子力発電所の設備利用率の向上
- イ 原子力発電所の新增設・リプレースの推進
- ウ 核燃料サイクルの推進

などが原子力発電の推進強化政策を実現するための大きな施策として掲げられている⁴。

このような国のエネルギー政策において、「事業者は、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する」こととされ⁵、特に原子力発電については、「事業者の取組については、国としてこれを後押しするために必要な支援を行

³ 「原子力政策大綱」(2005年(平成17年)10月閣議決定)、「原子力発電推進強化策」(2009年(平成21年)6月)。

⁴ 「原子力発電推進強化策」(2009年(平成21年)6月)、「エネルギー基本計画」(2010年(平成22年)6月)。

⁵ 「エネルギー基本計画」(2003年(平成15年)10月)、「エネルギー基本計画」(2010年(平成22年)6月)。

う」こととされている⁶。

(2) 九州電力における原子力発電事業の概要

九州電力の管内では、現在、玄海原子力発電所(佐賀県東松浦郡玄海町、敷地面積約 87 万平方メートル)の 1~4 号機と、川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市、敷地面積約 145 万平方メートル)の 1~2 号機が稼働している。

上記(1)のような国の原子力発電に関する政策もふまえて、九州電力は、原子力発電を主要な電力供給源として事業を推進してきた。すなわち、1975 年(昭和 50 年)10 月に、九州電力として初めての原子力発電所である玄海原子力発電所 1 号機が営業運転を開始して以降、1981 年(昭和 56 年)3 月に玄海原子力発電所 2 号機、1984 年(昭和 59 年)7 月に川内原子力発電所 1 号機、1985 年(昭和 60 年)11 月に川内原子力発電所 2 号機、1994 年(平成 6 年)3 月に玄海原子力発電所 3 号機、1997 年(平成 9 年)7 月に玄海原子力発電所 4 号機が、順次営業運転を開始し、発電実績に占める原子力発電の割合は、2010 年度(平成 22 年度)には、約 40%に達している。

また、九州電力は、国の原子力発電の推進強化政策を踏まえた原子力発電事業も行ってきた。すなわち、九州電力は、上記(1)ウの「核燃料サイクルの推進」に関する事業として、2009 年(平成 21 年)12 月から、日本で初めて、玄海原子力発電所 3 号機において、使用済みウラン燃料から再利用可能なプルトニウムを抽出しリサイクルして製造した MOX 燃料で発電するプルサーマルを実施している。また、九州電力は、上記(1)イの「原子力発電所の新增設・リプレースの推進」に関する事業として、川内原子力発電所 3 号機増設の事業を進めている。

(3) 地元への理解推進活動について

上記(1)のとおり、特に昭和 40 年代後半からの石油危機以降、国は原子力発電を推進強化する政策を進めてきたが、一方で、国内外における原子力発電所の事故や原子力船「むつ」の放射線漏れの事故⁷等を契機に、原子力利用の安全性について国民の不安が増大した結果、原子力発電所を受け入れる地元住民は、次第に原子力の安全性に高い関心を示すようになり、原子力発電所の建設を進めるためには、地元住民に対する理解推進活動が重要となってきた。

すなわち、国も事業者も、原子力発電の推進強化政策を安定的に進めていくため

⁶ 「原子力発電推進強化策」(2009 年(平成 21 年)6 月)。

⁷ 1974 年(昭和 49 年)9 月に、青森県沖太平洋上で出力上昇試験を実施していた原子力船「むつ」において発生した。

に、積極的な広聴・広報活動を通じて、原子力が技術的に安全に管理・運営できることを、国民や地元住民に伝える活動に力を入れるようになった。

原子力発電所を建設する電力供給事業者は、地元住民に対する各種説明会の開催、新聞やテレビ広告の活用、議会や地方自治体との折衝等の活動に力を入れるようになり、このような地元への理解推進活動は、原子力発電事業に付随する重要な業務となっていくた⁸。

2 玄海原子力発電所 3 号機において実施を検討していたプルサーマル計画に関する公開討論会等について

(1) プルサーマル計画を巡る背景事情

ア プルサーマルとは

プルサーマルとは、核燃料サイクルを推進するための 1 つの方法である。具体的には、原子力発電所において、使用済みウラン燃料からプルトニウムを取り出し、燃えにくいウランなどと混ぜて作った MOX(Mixed Oxide:混合酸化物)燃料を、現在使われている原子力発電所で燃やすことを言う⁹。

プルサーマルを導入していない原子力発電所でも、原子炉の中でウランがプルトニウムに変化して、その一部が燃えているため、発電量の約 3 割は運転中に生まれたプルトニウムが燃焼して生み出されている。プルサーマルでは、最初から MOX 燃料にプルトニウムが含まれることになるので、プルトニウムによる発電量が約 5 割になる¹⁰。

イ プルサーマルを巡る日本国内の状況

福井県敦賀市にある「もんじゅ」において行われていた、MOX 燃料を使用して消

⁸ 2009 年(平成 21 年)6 月に経済産業省が公表した「原子力発電推進強化策」においても、「事業者は、発電所の整備など原子力施設の運営の将来計画についてのビジョンを持ち、自治体等との相互理解を得るように努める」等の取組みを進めることとされている。

⁹ プルサーマルとは、プルトニウムの「プル」と、サーマルリアクター(軽水炉)の「サーマル」として作られた言葉である。

¹⁰ プルサーマルは、原則として従来の軽水炉のままで運用が可能であり、高速増殖炉の実用化を待たずに、再処理された核燃料(プルトニウム)の消費が可能となる。これにより、資源の有効利用が図られ、エネルギー自給率を高めることができる上、余剰プルトニウムを持たないという国際公約を果たすことが可能となる。一方、プルサーマルには、技術的安全性、コスト面等の問題があると指摘されている。

費量以上の燃料を生み出す高速増殖炉による発電の実用化計画は、1995年(平成7年)12月に発生したナトリウム漏出事故により前に進まなくなった。その結果、1997年(平成9年)1月、原子力委員会は、軽水炉におけるプルトニウム利用(プルサーマル)を、当面の核燃料サイクルの具体的な施策として掲げ、さらに同年2月、プルサーマル計画を中心とする核燃料サイクルの推進に関する方針が閣議了解された。以後、国は、プルサーマル計画を、燃料サイクルの中心的な施策として推進している¹¹。

これを受けて、電気事業連合会は、全電力会社において、国とともに2010年(平成22年)度までに16～18基の原子力発電所でプルサーマル計画を実施するとの具体的な計画を発表し¹²、以後、各電力会社において、原子力発電所におけるプルサーマル計画の実施に向けた取組みが行われることになった¹³。

ウ 九州電力が玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画の実施を決めた経緯

九州電力は、上記イのような国のプルサーマル計画を中心とする核燃料サイクルの推進に関する方針の決定を受けて、プルサーマル計画を実施する原子力発電所の選定を進め、安全性の確保、MOX燃料の装荷量、作業スペース等を考慮し、2004年(平成16年)4月28日、玄海原子力発電所3号機において、2010年(平成22年)度を目途に、プルサーマル計画を実施することを決定をした。

¹¹ 2005年(平成17年)3月に閣議決定された「原子力政策大綱」においては、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本方針を踏まえ、当面、プルサーマルを着実に推進することとする。」とされ、2007年(平成19年)3月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、「使用済燃料の再処理によって回収されるプルトニウムを有効利用するプルサーマルを着実に推進していく」、「このため、電気事業者には、関係住民等の理解を得つつ、プルサーマルを計画的かつ着実に進めることが期待される。」とされている。

¹² しかしながら、その後の原子力発電に関連する事故やトラブルが相次いだことにより、プルサーマル計画に関する地元の理解を得るのに時間がかかり、電気事業連合会は、2009年(平成21年)6月、目標時期を2015年(平成27年)度まで延期することを表明した。

¹³ 現状で実際にプルサーマルによる営業運転を行っている原子力発電所には、九州電力玄海原子力発電所3号機(2009年(平成21年)12月2日より営業運転を開始)、四国電力伊方原子力発電所3号機(2010年(平成22年)3月30日より営業運転を開始)、関西電力高浜原子力発電所3号機(2011年(平成23年)1月21日より営業運転を開始)、東京電力福島第一原子力発電所3号機(2010年(平成22年)10月26日より営業運転を開始)がある。もっとも、東京電力福島第一原子力発電所3号機は、2011年(平成23年)3月11日から運転を停止している。また、既に地元自治体からの事前合意を得ていたり、具体的な導入時期が決まっている原子力発電所には、中部電力浜岡原子力発電所4号機(2012年(平成24年)3月以降に導入予定)、関西電力高浜原子力発電所4号機(2011年(平成23年)夏から導入予定)、中国電力島根原子力発電所2号機、北海道電力泊原子力発電所3号機、東北電力女川原子力発電所3号機(2015年(平成27年)度までに導入予定)がある。

(2) プルサーマル計画の実施のための手続

プルサーマル計画を実施するためには、原子炉における使用済み燃料の処分の方法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「**原子炉等規制法**」という。)23条2項8号)に変更があるため、主務大臣から、原子炉設置変更の許可を受ける必要があった(原子炉等規制法26条1項)。

一方、地元自治体である佐賀県及び玄海町に対しては、九州電力が佐賀県及び玄海町との間で従前から合意していた原子力発電所の安全確保に関する協定(以下「**安全協定**」という。)4条に基づいて、事前了解願いを提出し、事前了解を得る必要があった。

国からの原子炉設置変更の許可、佐賀県及び玄海町からの事前了解を受けて、九州電力は、プルサーマル計画の実施のための工事に着手し、燃料加工契約、輸送前検査、受入検査、燃料装荷を経て、2009年(平成21年)12月から、プルサーマルによる営業運転を開始した。

一方、九州電力は、特に佐賀県から、事前了解の条件として、「地元や地域住民や県民が納得できる姿で議論を進めていきたい」という要望を受けた。九州電力が、このような佐賀県の要望に応えるために実施、関与していった地元住民参加型の公開討論会等が、九電討論会、プルサーマルシンポジウム及び佐賀県討論会であった。

(3) 九電討論会

ア 九電討論会の開催に至る経緯

2004年(平成16年)5月28日、九州電力は、玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画の実施に関して、国に対し原子炉設置変更許可を申請し、併せて安全協定に基づき、佐賀県及び玄海町に対し事前了解願いを提出した¹⁴。

プルサーマル計画は、上記のように国の施策として推進されていたものであったが、九州電力より先行して進められていた東京電力柏崎刈羽原子力発電所や福島原子力発電所におけるプルサーマル計画は、地元の反対が強かったため前に進まず、関西電力高浜原子力発電所におけるプルサーマル計画は、1999年(平成11年)の品質管理データ不正問題や2004年(平成16年)の配管破損事故により準備作業が休止されていたことから、玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル

¹⁴ 佐賀県及び玄海町は、国が安全審査を経て原子炉設置変更許可を出した後、国の安全審査の結果等を参考に、約1年後に事前了解願いの判断を出すとしていた。

計画が実現すれば、日本で最初のものとなる状況であった。

このような状況の中で、佐賀県及び古川康佐賀県知事(以下「**古川知事**」という。)は、事前了解の条件として、佐賀県民の十分な理解が必要であるとする慎重な姿勢を示した。これを受けて、九州電力は、社内にプルサーマル理解活動推進委員会を発足させ、2004年(平成16年)6月以降、

- ・ 佐賀県内の議会、自治体、各種団体、玄海町及び周辺住民に対する説明活動
- ・ トークショーやコンサートとともにプルサーマル計画の説明会を実施する各種イベント企画(以下「**プルサーマルイベント等**」という。)
- ・ 新聞、雑誌広告、企画特集記事の掲載
- ・ テレビCM、ラジオCM
- ・ ケーブルテレビ番組、CM

等を実施し、佐賀県民に対するプルサーマル計画についての理解推進活動を実施し、その成果を佐賀県に報告することで、佐賀県からの事前了解を求めることとした。

佐賀県は、九州電力が実施していたプルサーマル計画についての理解推進活動の一環として、佐賀県に住む地元住民を対象とし、原子力推進派と原子力慎重派が互いに議論をし合う形式の公開討論会を実施するよう九州電力に求めていた。九州電力社内においては、当初は、佐賀県が求めるような公開討論会を開催しても、原子力慎重派との議論が噛み合わず、佐賀県民の理解が深まることには繋がらないという意見もあったが、佐賀県が、公開討論会の開催を強く求めた結果、九州電力は、佐賀県に説得される形で、2004年(平成16年)秋頃には、九州電力を主催者とする公開討論会を実施することを決めた。これが、2005年(平成17年)2月20日に開催された九電討論会である。

九州電力が企画した九電討論会は、九州電力及び専門家によるプルサーマル計画の説明、原子力推進派と原子力慎重派によるパネルディスカッション、会場からの質疑応答を内容とするものであり、2004年(平成16年)12月中旬頃には、パネルディスカッションを進行するコーディネーターとして、円滑に議論を遂行でき、経験豊富でプルサーマル計画に対する知識もある内閣府原子力委員会委員(当時)で評論家の木元教子氏(以下「**木元氏**」という。)を選んだ。

イ 九電討論会の開催状況

九電討論会は、2005年(平成17年)2月20日に、玄海町町民会館において開催された。

九電討論会では、一般参加者を、佐賀県及び長崎県鷹島町・福島町に在住する

者に限定し、600名程度を募集人員と設定し、住所、氏名、年齢、性別、電話番号等を記入の上、郵送、ファックス、インターネット等を通じて応募させ、応募者が多数の場合には、玄海町及び唐津市に在住する者に優先して入場整理券を郵送し、当日は、入場整理券を持参した者だけが会場に入場できることとされていた。最終的な一般参加者の応募者は851名であり¹⁵、当日、実際に入場した一般参加者は574名であった。

九電討論会は、2部構成となっており、第一部は、午後1時に開始され、プルサーマル計画の概要について、経済産業省大臣官房参事官野口哲男氏(以下「野口氏」という。)及び九州電力常務取締役原子力発電本部長松下清彦氏(以下「松下氏」という。)が説明を行い、午後2時7分に終了した。

第二部は、午後2時25分に開始され、木元氏をコーディネーターとし、一般公募により選定された6名のパネリスト、4名の専門家、野口氏、松下氏によるパネルディスカッションが行われた。また、第二部においては、会場からの質問が受け付けられ、3名が質問をし、その質問に対してパネリストや専門家が回答をした。第二部は、午後5時18分に終了した。

ウ 九電討論会への参加呼びかけ

(ア) 参加呼びかけの方法・ルート

上記のとおり、九州電力では、プルサーマル計画に関する理解推進活動を行う中で、プルサーマルイベント等を開催していたが、このようなプルサーマルイベント等を開催する際には、九州電力社員、玄海原子力発電所の運営のために取引を行っている地元企業(以下「協力会社」という。)、地元関係団体等に参加呼びかけを行っていた。

このような参加呼びかけの方法は、広報部原子力広報グループから、佐賀支店広報グループに指示されるルート、原子力管理部環境広報グループから、佐賀支店玄海原子力担当や玄海原子力発電所環境広報担当に指示されるルートなどがあり、その後佐賀支店や玄海原子力発電所の担当者から、九州電力社員、協力会社、地元関係団体等へと参加呼びかけが行われていた。

¹⁵ 応募者全員に入場整理券が郵送された。

(イ) 九電討論会における参加呼びかけの経緯

九電討論会においても、それまでのプルサーマルイベント等のときと同様に、参加呼びかけが行われた。

九州電力では、トークショーやコンサートなど、娯楽要素のあるプログラムとともに開催していたそれまでのプルサーマルイベント等とは異なり、娯楽要素のない九電討論会には一般参加者が集まらないことを懸念し、一般参加者が集まらなければ、佐賀県から再度同様の公開討論会の実施を求められる可能性もあると考え、積極的な参加呼びかけを行うことにした。

九州電力は、2004年(平成16年)12月20日から、九電討論会の一般参加者の募集を開始したが、応募者の数は、2005年(平成17年)1月5日の時点で35名、同月12日の時点で83名、同月20日の時点で212名にとどまり、募集締切である同月31日の直前の同月25日午前の時点でも、募集人員の約半数の300人超の人数しか集まっていなかった。そこで、九州電力社内において、2005年(平成17年)1月25日、募集人員600名の人数を集めるよう強力に参加呼びかけを進める旨の指示が出されるなどした結果¹⁶、最終的な応募者数は875人に達した。

(ウ) 九州電力の参加呼びかけにより集まった一般参加者の数

九電討論会の当日の入場者数は、上記のとおり574名であり、九州電力の社内資料によると、574名のうち、九州電力社員、協力会社からの一般参加者は165名である。但し、このほかに、九州電力による参加呼びかけを受けた地元住民等の一般参加者が相当程度存在すると推定される。一方で、これらの全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形で九電討論会に参加したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度存在するものと考えられる。

エ 専門家・パネリストの選定状況

上記のとおり、九州電力は、2004年(平成16年)12月中旬頃、パネルディスカッションを進行するコーディネーターを木元氏に依頼し、以後、パネルディスカッションに参加する専門家及びパネリストの選定、パネルディスカッションの進行について、木元氏と相談しながら準備を進めていった。

¹⁶ これに対して、九州電力の松尾新吾社長(当時)は、「強力に参加呼びかけをする必要はなく、来たい人に来てもらえばよい。」と発言しており、強力的な参加呼びかけが、どの程度実行されたかは明らかではない。

(ア) 専門家 4 名の選定状況

九州電力は、パネルディスカッションに参加する専門家 4 名は、原子力推進派と原子力慎重派から 2 名ずつとし、地元九州の専門家の中から、下記の 4 名を選じた。

九州大学大学院 教授 出光一哉氏
九州大学大学院 教授 工藤和彦氏
佐賀大学 教授 豊島耕一氏
九州大学大学院 教授 吉岡 斉氏

九州電力は、上記 4 名及び木元氏の下承を得た上で人選をしたものと認められるところ、原子力推進派、原子力慎重派のバランスは取れていたものと考えられ、専門家の選定過程に特段の問題は見受けられない。

(イ) パネリスト 6 名の選定状況

九州電力は、パネルディスカッションに参加するパネリストを、6 名を募集人数と設定して、佐賀県在住者を中心に九州在住者を応募資格として一般からの応募者を募り、九州電力において選定する形を取った。

九州電力の社内資料によれば、パネリストの構成は、当初は、原子力推進派から 3 名、原子力慎重派から 3 名とされていたが、その後、原子力推進派から 2 名、原子力慎重派から 2 名、中立 2 名とされた。また、パネリストの応募者は 20 名であり、その内訳は、

原子力推進派	3 名
原子力慎重派	14 名
中立	3 名

であった。

九州電力は、木元氏とも相談の上、

岩下孝嗣氏
坂本洋氏
寺田信子氏
富田隆明氏
三浦正之氏
三根慶三氏

の 6 名をパネリストとして選定した。選定された原子力推進派 2 名及び中立 2 名は、いずれも九州電力がパネリストへの応募を案内し又は依頼した者と認められる。

(ウ) パネリスト選定についての評価

九州電力は、このようなパネリスト選定を行った理由について、原子力慎重派以外からのパネリスト応募者がほとんどおらず、原子力慎重派との間で、活発な議論を行うことのできるパネリストを集めた上で、パネルディスカッションを進行する木元氏が、原子力推進派、原子力慎重派及び中立の議論をうまく引き出し、ブルサーマル計画に関する様々な意見を会場に来場した一般参加者に示そうとしたものであり、地元住民の理解を促進させるという九電討論会の目的を達成させるために必要であった旨説明する。

原子力推進派及び中立から選定されたパネリストは、九州電力からパネリストに応募するよう依頼された事実があったとしても、いずれも、最終的には自らの意思でパネリストに応募し、自らの意見を述べているものと考えられるので、九州電力が、パネリストの応募に関与したことが、直ちに行き過ぎた行為であったと評価することは必ずしも適切ではない。

しかしながら、九州電力が行ったパネリスト選定は、原子力推進派 2 名に中立 2 名を加えることで、応募者の多かった原子力慎重派からのパネリスト選定を少なくした¹⁷という点において、公正さを欠いていたという評価は免れないものとする。

すなわち、九州電力は、原子力推進派からの応募者がほとんどいなかったため、原子力推進派又は中立の立場からのパネリスト応募者を集めたという事実が認められるが、原子力慎重派からのパネリスト応募者が 14 名いたこと、当初は原子力推進派と原子力慎重派から各 3 名のパネリストを選出する予定であったのに、九州電力が集めた中立 2 名を入れて、原子力推進派 2 名、原子力慎重派 2 名のパネリストを選出したこと、九州電力の社内資料では、中立のうちの 1 名は、当初は原子力推進派と整理されていた上、中立 2 名は、実質的には原子力推進派であるとの記載もあることなどの事情に照らせば、結局は、九州電力が、原子力慎重派からのパネリストの選出を意図的に少なくしたということになると言わざるを得ない。また、このようなパネリストの選出過程は、会場に来た一般参加者には明らかになっていないことでもある。

¹⁷ パネリストに選定された 6 名は、いずれも唐津市又は玄海町の在住者であり、原子力慎重派のうち 7 名が唐津市又は玄海町の在住者でなかったという事実があるが、このことを考慮しても、原子力慎重派からのパネリスト選定を少なくしたという評価は免れない。

オ 会場からの質問の状況

(ア) 書面による質問

九電討論会においては、一般参加者として応募するときに受け付ける事前質問と、当日会場において記載した質問票を質問箱に投函する形での質問を受け付けた。

事前質問は 136 件、当日の質問票による質問は 64 件であり、九電討論会では、事前質問は第一部におけるプルサーマル計画の概要説明において、当日の質問票による質問は、第二部におけるパネルディスカッションにおいて、それぞれ取り上げることで、可能な限り回答しようとしており、特に問題は見受けられない。

(イ) 会場からの挙手による質問

九電討論会においては、第二部のパネルディスカッションにおいて、会場からの質問を 3 件受け付けた。その内訳は、原子力慎重派からの質問 1 件、原子力推進派からの質問 1 件、中立的な質問 1 件であったと認められる¹⁸。

九州電力では、通常、社員に対して参加呼びかけを行う際、積極的に質問をするようと呼びかけており、九電討論会においても、社員に対しこのような質問の呼びかけを行っているものと思われる。しかしながら、このような質問の呼びかけは、特定の社員に特定の質問を割り当て、実際に手を挙げさせて質問をさせるいわゆる「仕込み質問」とは異なる。

九電討論会においては、このような意味での仕込み質問がなされたという事実は認められない。

カ 九電討論会における国及び佐賀県の関わり

(ア) 国について

九電討論会においては、経済産業省大臣官房参事官の野口氏が登壇し、第一部のプルサーマル計画の説明及び第二部のパネルディスカッションに参加した。

野口氏が所属する資源エネルギー庁は、国の施策としてプルサーマル計画を推進する立場であったところ、九電討論会の運営に関しては、主催者である九州電

¹⁸ 但し、中立的な質問をした者も、実質的には、原子力慎重派の者であると思われる。

力の判断に委ねていたものと思われ、特に指摘すべき関与は見受けられない。

(1) 佐賀県について

佐賀県は、もともと九州電力に対して、九電討論会の開催を強く求めていたこともあり、九電討論会の内容や運営方針について、強い関心を示していたものと認められる。

例えば、佐賀県は、原子力推進派と原子力慎重派が活発に議論する内容とすべきこと、そのためには、地元九州からではなく、全国規模の中から専門家を選定すべきであること、佐賀県民全体の理解のために、パネリストの選定も、唐津市及び玄海町に偏るべきではないこと、原子力委員会委員である木元氏は、コーディネーターとして中立性に疑問があることなど、九州電力が計画していた九電討論会の運営方針に対して疑問を持ち、その旨九州電力に伝えていた事実が認められる。

しかしながら九州電力は、上記のような運営方針を、主としてコーディネーターである木元氏と調整した上で、九電討論会を実行した。

一方、古川知事は、九電討論会終了直後の段階では、九電討論会に対して、比較的好意的な評価を示しており、さらなる住民参加型の公開討論会等の開催の要否についても慎重な発言をしており、九電討論会後の佐賀県民を中心とする世論の動向を見極めようとしていた様子が伺える。

(4) プルサーマルシンポジウム

ア プルサーマルシンポジウムが開催されるに至る経緯

その後、佐賀県及び古川知事は、九電討論会後の世論の動向を踏まえた上で、まだ佐賀県民のプルサーマル計画に対する理解が十分でないという態度を示したので、九州電力は、佐賀県及び玄海町の事前了解に向けて、佐賀県民に対する理解推進活動を続けていた。

このような中で、佐賀県は、プルサーマル計画は国が推進する施策であることを理由に、国が主催する公開討論会が必要であるという考えを示し、古川知事も、2005年(平成17年)3月の佐賀県議会や同年7月の定例会見において、国主催による公開討論会の開催が必要であるという考えを示していた。国に対する公開討論会開催の要請は、九州電力からも伝えられていたほか、佐賀県や古川知事からもなされていた。

このような中で、2005年(平成17年)7月中旬頃、国は、公開討論会を開催す

ることを決めた¹⁹。これが、2005年(平成17年)10月2日に開催されたプルサーマルシンポジウムである。

プルサーマルシンポジウムは、経済産業大臣による原子炉設置変更許可後に、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院の主催により開催されることとなったが、資源エネルギー庁は、プルサーマル計画を推進する立場であるのに対して、原子力安全・保安院は、プルサーマル計画の安全性を審査する立場であることから、プルサーマルシンポジウムを第一部と第二部に分け、第一部は、資源エネルギー庁を主催者とし、プルサーマル計画の必要性をテーマにし、第二部は、原子力安全・保安院を主催者とし、プルサーマル計画の安全性をテーマにすることとなった。

イ 経済産業大臣による原子炉設置変更許可

上記のとおり、九州電力は、2004年(平成16年)5月28日、玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画に関して、国に対し原子炉設置変更許可を申請していたところ、2005年(平成17年)2月10日経済産業大臣の原子力安全委員会及び原子力委員会に対する諮問、同年8月29日原子力安全委員会の答申、同月30日原子力委員会の答申、同年9月2日文部科学大臣の同意を経て、経済産業大臣は、同年9月7日、九州電力に対して、原子炉等規制法に基づいて、玄海原子力発電所の原子炉設置変更(3号原子炉施設の変更)を許可した。このことは、国が、玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画の実施を許可したことを意味する。

ウ プルサーマルシンポジウムの開催状況

プルサーマルシンポジウムは、2005年(平成17年)10月2日に玄海町町民会館において開催された。

プルサーマルシンポジウムは、一般参加者を、佐賀県及び長崎県鷹島町に在住する者に限定し、600名程度を募集人数と設定し、住所、氏名、電話番号、職業、年齢等を記入の上、郵送、ファックス、インターネット等を通じて応募させ、応募者が多数の場合には、玄海町及び唐津市に在住する者に優先して参加証

¹⁹ 国が、プルサーマルシンポジウムを開催したのは、これが最初であった。九州電力によれば、国は、国が主催者となるプルサーマルシンポジウムを開催すると、他の電力会社のプルサーマル計画においても、同様のプルサーマルシンポジウムを開催しなければならないことから、当初は、プルサーマルシンポジウムの開催に消極的であった。国を主催者とするプルサーマルシンポジウムは、その後、愛媛県伊方町(2006年(平成18年)6月4日)、静岡県御前崎市(2007年(平成19年)8月26日)、北海道泊村(2008年(平成20年)8月31日)においても開催されている。

を郵送し、当日はこの参加証を持参した者だけが会場に入場できるとされていた。最終的な一般参加者の応募者は 743 名であり²⁰、当日、実際に入場した一般参加者は 626 名であった。

プルサーマルシンポジウム第一部は、午後 1 時に開始され、プルサーマルの必要性について、経済産業省大臣官房参事官の野口氏による説明があった後、科学ジャーナリストの中村浩美氏(以下「**中村氏**」という。)をコーディネーターとし、6 名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。第一部の最後に、会場からの質問が受け付けられ、3 名が質問をし、その質問に対してパネリスト、野口氏、九州電力原子力本部長の樋口勝彦氏(以下「**樋口氏**」という。)が回答をし、午後 3 時頃に終了した。

プルサーマルシンポジウム第二部は、午後 3 時 15 分頃に開始され、プルサーマルの安全性について、経済産業省原子力安全・保安院原子力発電安全審査課長佐藤均氏(以下「**佐藤氏**」という。)による説明があった後、東京工業大学原子炉工学研究所教授鳥井弘之氏(以下「**鳥井氏**」という。)をコーディネーターとし、佐藤氏を含めた 4 名の専門家によるトークセッションが行われた。第二部の最後に、会場からの質問が受け付けられ、7 名が質問をし、その質問に対して佐藤氏を含めた専門家が回答をし、午後 5 時 45 分頃に終了した。

エ プルサーマルシンポジウムへの参加呼びかけ

九州電力は、プルサーマルシンポジウムにおいても、それまでのプルサーマルイベント等の際と同様に、参加呼びかけを行っていた事実が認められる。

上記のとおり、プルサーマルシンポジウムの最終的な一般参加者の応募者は 743 名、当日の入場者数は 626 名であるが、プルサーマルシンポジウムは、国の主催であるため、九州電力において、当日の入場者数の内訳を把握するに至っていない。九州電力において確認できる限りで、応募者 743 名のうち、九州電力社員、協力会社からの応募者は 118 名である。また、当時の九州電力の社内資料には、当日の「当社参加者」が 96 名であったとする記載が存在するので、118 名中 96 名が当日の入場者であったものと思われる。但し、このほかに、九州電力による参加呼びかけを受けた地元住民等の応募者が相当程度存在すると推定される。一方で、これらの全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形でプルサーマルシンポジウムに応募ないしは参加したとまでは言えず、自らの意思で応募ないしは参加した者も相当程度存在するものと考えられる。

²⁰ 応募者全員に参加証が郵送された。

オ コーディネーター・パネリスト・専門家等の選定

(ア) 第一部におけるコーディネーター・パネリストの選定

ブルサーマルシンポジウム第一部におけるコーディネーターは中村氏であり、パネリストは、

筑波大学大学院	教授	内山洋司氏
東京大学大学院	教授	大橋弘忠氏
元京都大学	講師	小林圭二氏
原子力資料情報室	代表	伴 英幸氏
京都大学	教授	山名 元氏
九州大学大学院	教授	吉岡 斉氏

の6名である。コーディネーター及びパネリストの人選は、いずれも資源エネルギー庁において行われている。パネリストの6名は、原子力推進派が3名、原子力慎重派が3名であるが、原子力推進派と原子力慎重派のバランスは取れていたものと考えられる。

なお、九州電力は、資源エネルギー庁からの依頼により、QAの作成、原子力慎重派である3名のパネリストの過去の主張を整理した資料などの提供を行っている。

(イ) 第二部における専門家の選定

ブルサーマルシンポジウム第二部におけるコーディネーターは鳥井氏であり、トークセッションに出席した佐藤氏以外の専門家は、

放射線医学総合研究所	名誉研究員	阿部道子氏
大阪大学大学院	教授	竹田敏一氏
九州大学	名誉教授	古屋廣高氏

の3名である。コーディネーター及び専門家の人選は、いずれも原子力安全・保安院において行われている。このトークセッションは、原子力推進派と原子力慎重派が議論を戦わせるというのではなく、進行役のコーディネーターが、佐藤氏及び専門家に対して、ブルサーマルに関する疑問点や問題点を指摘しながら議論をし、地元住民の理解を深めようとしたものとされている。

九州電力は、原子力安全・保安院からの依頼により、第二部のシナリオ案の作成、QAの作成、専門家の発言内容(キーワード)及び専門家に対する質問ポイントの提案などを行っている。

(ウ) 九州電力による作業についての評価

九州電力は、プルサーマルシンポジウムの主催者である資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院の依頼を受けて、上記のような作業を行い、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院に提供しているが、九州電力の立場としては、プルサーマルシンポジウムの実施に向けて、主催者の要請に応じて協力することは自然なことであったと思われる。

2011年(平成23年)8月5日、経済産業省は、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会(委員長大泉隆史氏)」(以下「**大泉委員会**」という。)を設置し、プルサーマルシンポジウムを含め、国が主催した原子力発電に係るシンポジウム等における国の関与について調査を実施しているところでもあり、九州電力の作業に関する評価については、それを要請した資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院の対応を含め、大泉委員会において適切になされるものと考えている。

カ 会場からの質問の状況

(ア) 第一部における質問

プルサーマルシンポジウム第一部においては、会場から3名が質問をし、その質問に対してパネリスト、野口氏及び樋口氏が回答をした。質問者の内訳は、原子力慎重派からの質問2件、原子力推進派からの質問1件であったと認められ、原子力推進派からの質問者は、玄海原子力発電所内で仕事をしていた九州電力の協力会社の社員であったと認められる。

九州電力は、通常、社員等に対して参加呼びかけを行う際、積極的に質問をするように呼びかけていることは上記のとおりであるところ、この者は、九州電力から参加呼びかけを受けた事実については、明確な記憶はないとしているものの、当日会場で質問をしたことについては、自らの意思で行ったものであり、九州電力からの質問の呼びかけはなかったと明言している。

したがって、プルサーマルシンポジウム第一部において、九州電力が仕込み質問をしていたという事実は認められない。

(イ) 第二部における質問

プルサーマルシンポジウム第二部においては、会場から7名が質問をし、そ

の質問に対して佐藤氏を含めた専門家が回答をした。質問者の内訳は、その質問内容から、5名は明らかに原子力慎重派で、残り2名も中立的な質問をしており²¹、明らかな原子力推進派からの質問は見受けられない。

以上の状況及びこれまでの調査の結果からすれば、プルサーマルシンポジウム第二部において、九州電力が仕込み質問をしていたという事実は認められない。

キ プルサーマルシンポジウムにおける国からの九州電力に対する指示等

資源エネルギー庁については、上記オに記載した事実以上の指示等は特段見受けられない。一方、原子力安全・保安院については、上記オに記載した事実のほか、下記の事実が認められる。

まず、2005年(平成17年)8月18日、九州電力東京支社の社員は、プルサーマルシンポジウムに関する原子力安全・保安院原子力安全広報課との打合せにおいて、原子力安全・保安院の担当官から、プルサーマルシンポジウムへの一般参加者が多くなるよう人を集めること、当日会場において質問が出るようにしておくよう依頼された。九州電力東京支社の社員は、このような依頼について、社内文書に、

九電関係者の動員、さくら質問等、取り注でお願いする。

と記載して社内に報告した。また、原子力安全・保安院は、九州電力に対し、原子力慎重派が、当日会場のどの位置に着席しているかを把握し、報告するよう依頼していた。

九州電力が、プルサーマルシンポジウムに関して上記エのように参加呼びかけを行っていた事実は認められるが、このような参加呼びかけは、特段、原子力安全・保安院からの依頼を受けたことを理由に実施されたものではなく、それまでのプルサーマルイベント等において行っていたのと同様に、地元住民に対する理解推進活動の一環としてなされたものであったと思われる。

また九州電力が、原子力安全・保安院からの指示に応じて仕込み質問をしていたという事实在認められないことは、上記カのとおりである。

さらに九州電力は、原子力慎重派が当日会場のどの位置に着席しているかを把握することは困難であることを説明し、その旨原子力安全・保安院に伝えている。

²¹ 但し、そのうちの1名も、実質的には、原子力慎重派の者であると思われる。

以上のように九州電力は、原子力安全・保安院からの依頼について、そのすべてに盲目的に応じていたわけではない。原子力安全・保安院が、九州電力に対して、九州電力社員の動員、仕込み質問、原子力慎重派の位置取りの把握などを依頼していた理由は定かではないが、少なくとも、原子力安全・保安院は、資源エネルギー庁に比べて、プルサーマルシンポジウムにおける原子力慎重派による行動に神経を尖らせていた事情が窺える。一方で、上記のような依頼は、さほど厳格なものではなかったものとも認められる。

これに対して九州電力は、原子力慎重派の行動をある程度予測し、原子力安全・保安院からの依頼に対しては、それに対処する現実性や必要性を勘案して、応諾の可否を自ら判断していたものと認められる。

なお、原子力安全・保安院が仕込み質問を依頼したプルサーマルシンポジウム第二部においては、九州電力が仕込み質問をしなかった一方で、質問者が原子力慎重派に偏る結果になってしまったという事実も認められる。

(5) 佐賀県討論会

ア 佐賀県討論会が開催されるに至る経緯

プルサーマル計画に対する事前了解の条件として、佐賀県民の十分な理解が必要である旨の慎重な姿勢を示していた佐賀県及び古川知事は、九電討論会及びプルサーマルシンポジウムのほかに、佐賀県が主催する公開討論会の開催が必要であるという方針を採っていた。九州電力の社内資料によると、2005年(平成17年)9月中旬頃には、国が主催するプルサーマルシンポジウムが終了した後に、主として、プルサーマル計画の安全性をテーマに、佐賀県主催の公開討論会を開催することが決まっていたものと認められる。これが、2005年(平成17年)12月25日に開催された佐賀県討論会である。

2005年(平成17年)10月2日に開催されたプルサーマルシンポジウムを傍聴した古川知事は、プルサーマルシンポジウムの終了後、「プルサーマル計画の必要性については一定の理解が得られたが、プルサーマル計画の安全性については、十分説明を果たしたとは言えない。住民とのやり取りが少なく、理解が深まった印象はない。」などと発言し、特にプルサーマル計画の安全性については、厳しい評価をしていた。

このような経緯を経て佐賀県は、佐賀県討論会を、プルサーマル計画の安全性にテーマを絞り、原子力推進派と原子力慎重派がお互いの意見を出して「討論」し合うパネルディスカッションと、会場の一般参加者からの質疑応答の時間を十分に設ける形のものとした。

九州電力は、佐賀県及び古川知事の強い要請により開催した九電討論会、プルサーマルシンポジウムを経ても、佐賀県がプルサーマル計画に対する事前了解を行わなかったものの、今度は、佐賀県討論会を実施することによって、プルサーマル計画の安全性についての理解を深めさせ、その結果を見て事前了解の判断をする予定であるものと認識し、佐賀県討論会を成功させるために、佐賀県に対する全面的な協力体制を取ることとし、2005年(平成17年)7月に就任した原子力管理部長が、陣頭指揮を取ることとした。

イ 佐賀県討論会の開催状況

佐賀県討論会は、2005年(平成17年)12月25日に、唐津ロイヤルホテルにおいて開催された。

佐賀県討論会は、一般参加者を、佐賀県及び長崎県鷹島町に在住する者に限定し、600名を募集人員と設定し、住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送、ファックス、インターネット等を通じて応募させ、応募者が多数の場合には、玄海町及び唐津市に在住する者に優先して参加証を郵送し、当日は、参加証を持参した者だけが会場に入場できることとされていた。最終的な一般参加者の応募者は約1000名であり²²、当日、実際に入場した一般参加者は、717名であった。

佐賀県討論会は、午後1時に開始され、プルサーマル計画の安全性をテーマに、中村氏がコーディネーターを務め、原子力推進派パネリスト3名、原子力慎重派パネリスト3名により意見・説明がなされた後、6名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。午後3時15分頃から15分の休憩を挟み、午後3時30分頃からは、一般参加者からの質問にパネリスト6名と、オブザーバー6名が回答する質疑応答のセッションが設けられ、会場から当てられた一般参加者18名が質問をし、午後5時30分頃に終了した。なお、6名のオブザーバーは、主として専門的な見地からの説明を行うために登壇していた。

²² 玄海町及び唐津市在住の者には全員に参加証が郵送され、その他の応募者は抽選により参加証が郵送されたものと思われる。

ウ 佐賀県討論会への参加呼びかけ

(ア) 佐賀県討論会における参加呼びかけの経緯

九州電力は、佐賀県討論会においても、九州電力社員、協力会社、地元関係団体等に対する参加呼びかけを行った。九州電力における佐賀県討論会に対する意気込みは強く、九電討論会及びプルサーマルシンポジウムに比べて、徹底した態様での参加呼びかけがなされたものと認められる。また、九州電力は、佐賀県討論会の開催日が三連休の最終日の日曜日で、クリスマスの日にあたっていたこともあり、当日の入場者が少なくなることを強く懸念し、九電討論会やプルサーマルシンポジウム以上に、強く勧誘する形で参加呼びかけを行っていたようである。

九州電力の社内資料によると、2005年(平成17年)12月15日の時点で、佐賀支店において把握した社員等の応募者数は約300名、玄海原子力発電所において把握した社員等の応募者数は355名(社員125名、協力会社230名)、合計約655名の「九州電力関係者」からの応募者を確保したものとされている。すなわち、原子力管理部からの指示を受けて、佐賀支店及び玄海原子力発電所では、九州電力社員及び協力会社に対し、積極的な参加呼びかけを行い、そのほかに、地元関係団体等を通じて、地元住民に対しても、積極的な参加呼びかけがされたものと認められる。

(イ) 佐賀県討論会における一般参加者の数

その結果、上記のとおり、佐賀県討論会の最終的な一般参加者の応募者は約1000名、当日の入場者数は717名であった。したがって、一般参加者の応募者約1000名のうち、約655名が、「九州電力関係者」からの応募者であったことになる。またこのほかに、九州電力による参加呼びかけを受けた地元住民等の応募者が相当程度存在すると推定される。一方で、当日の入場者717名中、何名が「九州電力関係者」からの入場者であるかが明らかになる資料は見当たらない。

上記の理由から、九州電力による参加呼びかけを受けた者のすべてが、参加呼びかけに応じる形で佐賀県討論会の一般参加者に応募し、当日も出席したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度存在するものと考えられるが、九電討論会及びプルサーマルシンポジウムに比べて、九州電力関係者の応募者数が格段に多く、応募者数全体に占める割合も多かったと言える。

エ コーディネーター・パネリスト・オブザーバーの選定状況

(ア) コーディネーター・パネリスト・オブザーバーの選定状況等

佐賀県は、佐賀県討論会におけるコーディネーターに中村氏を選定したほか、パネリストに、

九州大学大学院教授 出光一哉氏²³
東京大学大学院教授 大橋弘忠氏²⁴
京都大学原子炉実験所助手 小出裕章氏
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会代表 小山英之氏
拓殖大学海外事情研究所長 森本敏氏
神戸大学海事科学部助教授 山内知也氏

の6名を、オブザーバーに、

資源エネルギー庁 大臣官房参事官 野口哲男氏
原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課長 佐藤均氏
原子力安全・保安院 原子力安全広報課長 伊藤敏氏
原子力安全委員会事務局 審査指針課安全調査管理官 吉田九二三氏
原子力安全委員会 原子炉安全専門審査会委員 更田豊志氏
九州電力 取締役 原子力本部長 樋口勝彦氏

の6名を選定した。

パネリストの6名のうち、3名は原子力推進派であり、3名は原子力慎重派であるが、原子力推進派と原子力慎重派のバランスは取れていたものと考えられる。

(イ) 九州電力による作業とその評価

佐賀県は、コーディネーター、パネリスト及びオブザーバーを選定するに当たり、原子力安全・保安院から候補者の提案を受けていたようであり、九州電力は、佐賀県から要請されて、これらの候補者に関する資料を整理して提供していたほか、コーディネーターに対する説明資料、原子力推進派パネリストの発言骨子、シナリオ案、進行台本等を作成し、佐賀県に提供していた事実が認められる。

²³ 九電討論会でも専門家として参加している。

²⁴ プルサーマルシンポジウムでもパネリストとして参加している。

九州電力は、佐賀県討論会の主催者である佐賀県の依頼を受けて、上記のような作業を行い、佐賀県に提供しているが、原子力発電所の設置事業者である九州電力の立場としては、プルサーマル計画に係る最後の公開討論会となる佐賀県討論会を成功させるため、主催者の要請に応じて必要な協力をする事は、自然なことであったと思われる。

このような佐賀県の要請が適切なものであったか否かは、九州電力に対して協力を要請した佐賀県側においても、適切に事案説明、評価がなされるべきものであると考えている。

オ 会場からの質問の状況

(ア) 質疑応答セッションの進め方等

佐賀県討論会は、パネルディスカッションに続く後半は、会場の一般参加者から約2時間にわたって質問を受け付ける質疑応答セッションとされていた。

佐賀県は、質疑応答セッションにおいては、プルサーマル計画に賛成する立場の一般参加者からの質問と、反対する立場の一般参加者からの質問のいずれにも偏らず、双方の立場からの質問者を公平に当てていきたいという意向を持っていた。

佐賀県は、会場を A～G のブロックに縦に区切り、各ブロックを真ん中で分け、AB ブロックの前方、AB ブロックの後方、CDE ブロックの前方、CDE ブロックの後方、FG ブロックの前方、FG ブロックの後方というように、会場を 6 つのブロックに分けた上で、コーディネーターが、ブロックごとに質問者を順番に当てていく方式を採用することとした。

(イ) 九州電力が「仕込み質問」を用意した背景事情

九州電力は、上記のように、佐賀県から、プルサーマル計画に賛成の立場と反対の立場の双方からの質問者を当てていきたいという意向を持っていることを伝えられたものの、このような公開討論会において、会場から積極的に手を挙げて発言するのは原子力慎重派ばかりであると認識していた²⁵。

したがって、九州電力は、仕込み質問を用意しなければ、佐賀県が希望するように、プルサーマル計画に賛成の立場と反対の立場の双方から質問が出ることは

²⁵ 実際に、仕込み質問を用意しなかった九電討論会、プルサーマルシンポジウムにおいて、原子力慎重派からの質問が圧倒的に多い結果となっている。

なく、反対の立場からの質問者ばかりになると考えた。そして、九州電力は、反対の立場を取る原子力慎重派が、強い口調で質問を繰り返す中で、勇気を持って賛成の立場から質問できるのは、九州電力社員しかいないと考え、当日会場において手を挙げて質問をする「質問者」を社員の中から一定数確保した上で、九州電力において質問を準備して各質問者に割り当て、プルサーマルシンポジウムに賛成ないしは中立的な立場から質問がなされるように準備することとした(以下、このような質問者を「**仕込み質問者**」という。)。また九州電力は、これらの仕込み質問者を6つのブロックすべてに配置することにより、コーディネーターが、いつでも仕込み質問者を当てることができるようにした。

(ウ) 仕込み質問者確保の状況

九州電力における仕込み質問の準備は、原子力管理部が主導して行った。まず、質問者については、佐賀県討論会への参加資格を有する社員が多くいる佐賀支店及び玄海原子力発電所において集めるよう指示が出された。質疑応答セッションにおいて当てられる質問者は、時間的に12～13名であるとの想定のもと、佐賀支店においては20名程度、玄海原子力発電所においては社員から6名、協力会社から15名の合計21名を仕込み質問者として確保するよう指示が出された。

このような指示を受けて、佐賀支店においては、社員及びOBに依頼し、約18名の仕込み質問者を確保した。玄海原子力発電所においては、宿直勤務者や組合員を避け、課長以上の管理職を中心に数名の仕込み質問者を確保し、そのほかに協力会社にも仕込み質問者の確保を依頼したようであるが、佐賀支店ほどには仕込み質問者の確保が徹底されていなかった可能性がある。

(I) 仕込み質問者の配置の状況

上記(ア)のとおり、佐賀県討論会では、会場を6つのブロックに分けて、ブロックごとに質問者を当てていくことになっていたため、九州電力は、6つのブロックすべてに仕込み質問者を配置することにして6つの班を編成し、各班に仕込み質問者数名のほか、リーダー、仕込み質問者を支援する九電関係者等による20名程度の人員を配置し、仕込み質問者を含めた20名程度の班員が、各ブロック内に固まって座ることとした。九州電力では、唐津ロイヤルホテルの会場見取図を6つのブロックに線引きし、各ブロックに1班～6班の座席位置を示した見取図が作成された(添付資料1)。九州電力の社内資料によると、1班、4班、6班には佐賀支店が確保した仕込み質問者が配置され、2班、3班、5班には玄海原

子力発電所が確保した仕込み質問者が配置されていた。

(オ) 質問事項の割り当ての状況

仕込み質問者に割り当てる質問事項は、原子力管理部において 26 問が準備された。その上で、各班に 2 問の質問事項が割り当てられ、同じ班から複数の仕込み質問者が当たっても、異なる質問をすることができるように準備をした。

佐賀支店の担当者は、社員や 0B の中から仕込み質問者を選定依頼した上で、仕込み質問者に予め質問事項を渡し、説明会を実施するなどの準備をした(添付資料 2)。

玄海原子力発電所の担当者は、課長以上の管理職に、仕込み質問者となるよう個別に依頼し、質問事項を渡していた。

(カ) 当日の状況

上記のとおり、佐賀県討論会においては、ブロックごとに質問を希望する一般参加者に手を挙げさせ、コーディネーターが指名した者が、マイクを渡され、その場で立って質問をした。当てられた質問者は、合計 18 名であった。このうち、九州電力の仕込み質問者は合計 7 名であり、5 名は佐賀支店が用意した仕込み質問者、2 名は玄海原子力発電所が用意した仕込み質問者であった²⁶。なお、九州電力 0B の 1 名が質問者として当てられているが、この質問者は、九州電力による仕込み質問者ではない。残りの 10 名のほとんどは、プルサーマル計画に反対する立場からの質問者であった。

(キ) 仕込み質問に関する佐賀県の認識

九州電力の担当者は、このような仕込み質問は、もっぱら九州電力のイニシアチブにおいて行われたものであり、佐賀県からの指示があって行ったものではないと説明している。敢えて言えば、佐賀県の意向を忖度して、九州電力において実行したものと評価できるが、一方で、九州電力の担当者は、仕込み質問をすることについて、佐賀県の担当者には事前に説明していたとも述べている。

仕込み質問に関して、佐賀県の担当者に事前に説明していたという九州電力の担当者の説明は、以下のような証拠関係からも裏付けられる。

²⁶ 仕込み質問者 7 名は、18 名の質問者のうち、1 番目、2 番目、3 番目、5 番目、10 番目、17 番目、18 番目の質問者である。

- ・ 九州電力は、佐賀県討論会の主催者である佐賀県との間で、佐賀県討論会に関する打合せを何度か行っていた。
- ・ 九州電力は、佐賀県討論会のシナリオ案を作成して佐賀県に提供していたことが認められるが、その中には、質問が慎重・推進に偏らないようするための工夫や、最後の質問は「推進の質問」で終わるようにするなどの記載が見られる(添付資料3)。
- ・ 佐賀県討論会では、上記(ア)のとおり、会場を6つのブロックに分けた上で、ブロックごとに質問者を順番に当てていく方式を採用していたが、これは、最終的には、主催者である佐賀県が決めたことである。
- ・ このように6つのブロックに分けた理由は、仕込み質問者を各ブロックに配置することで、コーディネーターが仕込み質問者を当てやすくしたためと思われる。
- ・ 九州電力が、佐賀県との打合せ内容をまとめた議事録には、質問者の席の配置が決まってから、質問者の席を確認する方法を検討する旨の記載がある。
- ・ 九州電力の社内資料には、仕込み質問者の着席位置を事前にコーディネーターに伝えておく旨の記載がある。
- ・ 実際に、18名の質問者のうち、1、2、3番目に当てられた質問者3名は1班の位置に配置された仕込み質問者であり、最後の17、18番目に当てられた質問者2名は、6班の位置に配置された仕込み質問者であった。
- ・ 佐賀県討論会の翌日に、九州電力の担当者が、佐賀県の担当者に御礼の挨拶に行った際のやり取りを九州電力がまとめた議事録には、佐賀県の担当者の発言として、「会場からの質問も、推進、慎重のバランスはとれていて、九電の協力には感謝している。」という記載がある。

以上のような事前の段取りと当日の実行は、主催者である佐賀県の関与なしに、九州電力が独断独自に実行することはおよそ不可能であり、少なくとも、佐賀県は、九州電力が行った仕込み質問を認識し、それを容認していたことは疑いようもない。

(ク) 仕込み質問に関する評価

九州電力が、佐賀県討論会において行った仕込み質問は、不適切なものであったという評価を免れない。九州電力は、プルサーマル計画に賛成の立場と反対の立場の双方からの質問者を当てたいという佐賀県の意向をいわば忖度して、それを可能にするためには、九州電力社員らを使った仕込み質問をするしかなかった

と説明する。

佐賀県討論会の状況を映像記録で見る限り、佐賀県討論会における仕込み質問によって、原子力慎重派の議論が妨害されたり封殺されたという事情は見受けられない。むしろ、質問者 18 名中 10 名は、原子力慎重派からの質問者であり、結果的に見れば、賛成と反対の双方からの質問が、公平に出ているようにも見える。

しかしながら、九州電力が行った仕込み質問の結果として、賛成の立場からの質問者は、8 名中 7 名が仕込み質問者であり、自発的な意思で賛成の立場から質問しようとした者の存在の有無自体が不明確となり、その議論すらも封殺されてしまった可能性がある。

自発的に質問をした九州電力の OB は、反対の立場からの質問者の議論を聞いて、自ら発言を決意した旨述べており、他の賛成の立場を有する一般参加者であっても、当日の議論を聞きながら、自発的に発言することは十分に可能であったと思われ、仮に少数であったとしても、そのような自由闊達な議論こそが、佐賀県討論会において求められていたものであったと考えられる。

また、このような仕込み質問が存在したことを知らされていない多くの一般参加者にとって、佐賀県討論会が公正で充実した内容のものであったと評価することは、到底不可能である。

カ 古川知事との関係

佐賀県討論会における仕込み質問が、不適切なものであったと評価すべきことは上記のとおりである。しかしながら、九州電力が、佐賀県討論会において、ここまでの行為をしてしまった理由についての考察は重要である。

この点については、九州電力と佐賀県、特に古川知事との微妙な関係が影響していると思われる。古川知事の実父は、長年九州電力の社員として、玄海原子力発電所の建設、地元住民に対する理解推進活動等に携わり、玄海原子力発電所の展示施設の館長も務めた人物である。古川知事は、2003 年(平成 15 年)に佐賀県知事となった。

九州電力は、古川知事は、九州電力の良き理解者であり、九州電力の原子力事業やプルサーマル計画に対して、肯定的で前向きな姿勢を有しているものと受け止めていた。九州電力は、玄海原子力発電所 3 号機においてプルサーマル計画を実施することを決め、2004 年(平成 16 年)5 月 28 日、佐賀県に対し事前了解願いを提出したが、九州電力は、古川知事が、最終的には事前了解を行うであろうという感触を得ていたからこそ、事前了解願いを提出したとのことである。

一方、九州電力は、古川知事が、実父が九州電力の OB であることも関係して

か、九州電力とは距離を保ちながら対応しているという印象も受けていた。九州電力においても、このような古川知事との微妙な関係を意識し、少なくとも外形上は、近くなりすぎないように注意を払っていたものと思われる。このことが影響して、逆に九州電力の立場からすれば、プルサーマル計画の事前了解を得るまでの期間やプロセスのハードルが高くなってしまった印象が否めない。

上記のとおり、佐賀県及び古川知事は、プルサーマル計画の事前了解の条件として、佐賀県民の十分な理解が必要であるという慎重な姿勢を示しており、また玄海原子力発電所 3 号機におけるプルサーマル計画が実現すれば、日本で最初となる情勢の中で、九州電力は、佐賀県及び古川知事の意向を最大限尊重し、地元住民に対する理解推進活動を 1 年半にもわたって続けることに繋がったという事情が認められる。佐賀県討論会は、その総仕上げとも言うべきイベントであり、九州電力が、佐賀県及び古川知事の意向を忖度しながら、佐賀県討論会を必ずや成功させるために取った行動の一つが、仕込み質問であったと認められる。

キ 佐賀県討論会に対する古川知事の評価

佐賀県討論会直後の 2005 年(平成 17 年)12 月 25 日午後 6 時から行われた記者会見において、古川知事は、「プルサーマルの安全性ということについては、理解が深まったという印象を受けている」「安全性そのものについては、もともと議論のテーマというのがあって、論点は出尽くしたのではないかと思う。」などと発言し、プルサーマルシンポジウム第二部において十分に理解されなかったプルサーマル計画の安全性について、佐賀県討論会により、議論及び理解が深まったという認識を示した。また、質疑応答セッションについて、古川知事は、「全体を通してみれば、賛成の方、反対の方、いろんな御意見をそれぞれ聞く会になったと思っています。」と述べ、佐賀県討論会の質疑応答セッションについて、好意的な評価を示した。

ク 佐賀県討論会における国の関与

佐賀県討論会は、主催者である佐賀県が主体的に運営して実施したものであり、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院がオブザーバーとして参加したこと、原子力安全・保安院が、パネリスト等の候補者を佐賀県に提示したことを除き、特筆すべき関与は見受けられなかった。

ケ その後の玄海原子力発電所 3 号機におけるプルサーマル計画の状況

2006 年(平成 18 年)3 月 26 日、佐賀県及び玄海町は、九州電力から提出されていた玄海原子力発電所 3 号機におけるプルサーマル計画に関する事前了解願いに対し事前了解をし、2009 年(平成 21 年)12 月から、玄海原子力発電所 3 号機におけるプルサーマルによる営業運転が開始されたことは、上記のとおりである。

3 川内原子力発電所3号機増設に関する公開討論会等

(1) 川内原子力発電所3号機増設について

ア 次期原子力発電所の計画

上記第2の1(1)に述べたとおり、資源小国である日本では、1970年代の石油危機に教訓を得て、政治、経済、社会情勢の変化に過度に左右されないエネルギー安定供給の確保(エネルギーセキュリティ)が重要課題となっている。エネルギーセキュリティを含むエネルギー政策は、第一次的には国家の責務であり²⁷、国により各施策が実施されている。

九州における電力供給事業者たる九州電力も、エネルギーセキュリティの確保に加え、地球環境問題への対応、エネルギーの経済性等を総合的に勘案し、電気の安定供給のため、原子力を中核とした電源開発を実施してきた。

このような状況の中で、九州電力は、火力(石炭、LNG、石油)、再生可能エネルギー(地熱、一般水力)、原子力等のエネルギー源をバランスよくミックスし、原子力による発電量を50%程度にすることを目標として、いわゆる「電源ベストミックス」を掲げ、平成初期の頃から、玄海原子力3・4号機に次ぐ原子力発電所の設置を検討していた。

イ 新たな原子力発電所が川内原子力発電所3号機となった経緯

九州電力は、平成初期の頃より、九州全土を対象に次期原子力開発の立地調査等を実施していたところ、その中でも、既に1・2号機が稼働していた川内原子力発電所を有力地点と捉え、1994年(平成6年)の鹿児島県及び川内市(当時)²⁸に対する申入れを経て、1995年(平成7年)2月から地質予備調査を実施した。その後、九州電力は、工程、経済性等について総合的検討を行い、次期原子力発電所は、川内原子力発電所に3号機を増設するのが最適であると判断し、2000年(平成12年)9月、鹿児島県及び川内市(当時)に対し、環境調査の実施を申し入れるなど、下記に述べる手続を開始した。

²⁷ なお、最近においても、政府は、地球温暖化問題の解決に向けて二酸化炭素の削減に率先して取り組むとの国の基本姿勢を世界に向けて発信するとともに、原子力については、2008年(平成20年)12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」において、「安全を第一として国民の理解と信頼を得ながら原子力利用について着実に取り組む」との方針を明らかにしている。(『原子力安全白書』(平成21年、原子力安全委員会編)より)

²⁸ 当時の川内市。2004年(平成16年)10月12日、川内市は、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村と合併し、「薩摩川内市」となった。

(2) 川内原子力発電所 3 号機増設のために必要とされている手続

ア 川内原子力発電所 3 号機増設のために必要とされている手続の概要

九州電力が川内原子力発電所 3 号機を増設するためには、下記の手続が必要とされている²⁹。

- (a) 環境影響評価
- (b) 第一次公開ヒアリング(経済産業省主催)
- (c) 経済産業大臣による重要電源開発地点指定
- (d) 原子炉設置許可申請
- (e) 第二次公開ヒアリング(原子力安全委員会主催)
- (f) 原子炉設置許可
- (g) 工事計画認可申請
- (h) 工事計画認可
- (i) 着工(平成 25 年度予定)
- (j) 運転(平成 31 年度予定)

なお、上記の手続の中で、本調査の対象となった公開討論会等に関係する手続は、(a)環境影響評価及び(b)第一次公開ヒアリング(経済産業省主催)である。

イ (a)環境影響評価について

環境影響評価とは、環境影響評価法及び電気事業法を根拠として、原子力発電所の新設や増改築を行う際に、その事業が環境に及ぼす影響を評価するために必要とされる手続である。九州電力は、川内原子力発電所 3 号機の増設に当たって、川内原子力発電所 3 号機増設計画の実施が環境に及ぼす影響、及びその事業計画に係る環境保全措置を検討するために、環境影響評価を実施する必要があった³⁰。

環境影響評価に加え、九州電力は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査

²⁹ 調査基準日の時点では、(c)重要電源開発地点指定(2010 年(平成 22 年)12 月 16 日)までが終了している。

³⁰ なお、川内原子力発電所に 3 号機を増設するに当たっては、発電所固有の手続として電気事業法に基づく手続も必要とされるが、特段の必要性がない限り、以下、環境影響評価法と併せて論じることとする。

指針」等を根拠とする地質調査³¹、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」等を根拠とする気候調査³²を実施する必要があったため(環境影響評価、地質調査及び気候調査を併せて「**環境調査**」という。)、2000年(平成12年)以降、鹿児島県及び川内市(当時)に対し、環境調査の実施を申し入れ、下記のとおり、環境調査を実施してきた。

平成15年10月 ～平成20年12月	環境調査のうち地質調査を実施
平成16年4月 ～平成20年12月	環境調査のうち気象調査を実施
平成17年8月30日	「環境影響評価方法書」 ³³ の経済産業大臣に対する届出、関係自治体(鹿児島県、薩摩川内市、串木野市(当時))への送付
平成18年2月27日	「環境影響評価方法書」について、経済産業大臣より勧告を受領
平成17年8月 ～平成20年12月	環境調査のうち環境影響評価を実施

環境調査を終えた九州電力は、2009年(平成21年)1月8日、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に対し、川内原子力発電所における環境調査結果について報告³⁴するとともに、川内原子力発電所3号機増設に関する申し入れを行った。このうち、環境影響評価に関しては、関係自治体の長(鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長)に対し、「川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書」(以下「**環境影響評価準備書**」という。)を送付した。

九州電力は、環境影響評価法に基づき、2009年(平成21年)1月23日、薩摩川

³¹ 基礎岩盤の安全性を評価する際に想定される地震の大きさを検討し、基礎岩盤が原子炉施設の基礎として地震時に十分な安定性を有することを確認するための調査である。

³² 原子炉等規制法、原子炉立地審査指針等に基づき定められた、万一の事故等の際に発電所敷地やその周辺における放射線量の変化の仕方及び放射線上の安全性について検討するための調査である。

³³ 環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について定めた方法書を作成し、経済産業大臣に届け出るとともに、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に対し、方法書を送付しなければならないとされている(環境影響評価法第5条、電気事業法第46条の4、46条の6)。また、送付を受けた都道府県知事は、市町村長の意見を勘案した上で、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることをとされ、経済産業大臣は、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保する必要があると認めるときは環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができるとされている。

³⁴ この報告は、環境影響評価準備書の説明、地質調査及び気象調査の説明に関するものである。

内市において、環境影響評価準備書に関する説明会(薩摩川内市説明会)を実施し、同月 30 日、いちき串木野市において、同様の説明会(いちき串木野市説明会)を実施した³⁵。

ウ (b)第一次公開ヒアリング(経済産業省主催)

国との関係においては、九州電力は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、2009 年(平成 21 年)1 月 8 日、経済産業大臣に対し、環境影響評価準備書の届出を行い、さらに 2010 年(平成 22 年)1 月 21 日、経済産業大臣に対し、「川内原子力発電所 3 号機増設計画に係る環境影響評価書」の届出を行った上で、関係地方公共団体や地域住民に対する縦覧等の手続を行った。

経済産業省資源エネルギー庁は、川内原子力発電所 3 号機増設について、広く地元住民から意見を聴取し、事業者たる九州電力に川内原子力発電所 3 号機増設の説明をさせるため、「原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングの実施に関する規程」に基づき、2010 年(平成 22 年)5 月 18 日、薩摩川内市において、第一次公開ヒアリングを開催した。第一次公開ヒアリングは、準備書説明会とは異なり、法律に基づく手続ではないものの、第一次公開ヒアリングの終了は、重要電源開発地点の指定要件となっている手続である。また、第一次公開ヒアリングは、川内原子力発電所 3 号機の設置について、地元住民から意見を聴取するとともに、事業者としての九州電力が原子力発電所の設置に関する説明を行うことにより、地元住民の理解と協力を得ることを目的に開催されるものである。

エ 第一次公開ヒアリング後の手続の進行状況

準備書説明会及び第一次公開ヒアリングを終えた後、川内原子力発電所 3 号機増設に関しては、調査基準日現在、下記の手続がなされている。

平成 22 年 6 月	薩摩川内市議会及びいちき串木野市議会による、川内原子力発電所 3 号機増設への賛成陳述の採択、両市長による川内原子力発電所 3 号機増設への同意又は容認(議会で表明)
-------------	---

³⁵ 薩摩川内市説明会及びいちき串木野市説明会を実施するに当たり、九州電力は、2009 年(平成 21 年)1 月 15 日に、日刊新聞紙に「環境影響評価準備書」の広告を掲載するとともに、鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市内の自治体庁舎、九州電力事業所等において準備書を縦覧に供し、「環境影響評価準備書」について、意見を有する者からは意見書の提出を受け付けること、薩摩川内市においては 2009 年(平成 21 年)1 月 23 日に、いちき串木野市においては同月 30 日に準備書説明会を実施することを公告した。

平成 22 年 10 月	鹿児島県議会による、川内原子力発電所 3 号機増設に係る賛成陳述の採択
平成 22 年 11 月 19 日	鹿児島県知事による、川内原子力発電所 3 号増設を了承する旨の表明
平成 22 年 12 月 16 日	経済産業大臣による、川内原子力発電所 3 号機の重要電源開発地点の指定

(3) 九州電力が行ってきた理解推進活動

ア 日常的な参加呼びかけ及び地元との信頼関係の構築

薩摩川内市内に原子力発電所を置く九州電力は、薩摩川内市及びそれに隣接するいちき串木野市、阿久根市等の地元住民から、原子力発電所に対する理解を得るため、日頃から、理解推進活動を実施している。理解推進活動の具体的内容は、原子力一般に関する安全性、必要性等を説明するための地元住民に対する勉強会の開催³⁶、発電所見学(川内原子力発電所及びその展示館、玄海原子力発電所及び玄海エネルギーパーク)の実施³⁷等である。

九州電力は、勉強会や発電所見学といった理解推進活動を通じて、日頃から地元住民との間で親交を図りながら、信頼関係を構築してきた。

九州電力は、2000 年(平成 12 年)以降、鹿児島県及び川内市(当時)に対し、川内原子力発電所における環境調査の実施を申し入れたところ、鹿児島県知事は、地元住民の原子力発電所に対する理解をさらに深める必要があるとして、環境調査の受入れを留保した。そこで九州電力は、2001 年(平成 13 年)8 月頃、電源立地部内に川内調査グループを組織し、そのメンバーを川内市(当時)内に駐在させることで、地元の理解推進活動に、より積極的に取り組むこととした。その後、川内原子力発電所における環境調査の実施を経て、薩摩川内市説明会及びいちき串木野市説明会が実施されたことは、上記(2)イのとおりである。

九州電力は、川内原子力発電所 3 号機設置のための組織を一本化するため、2009 年(平成 21 年)3 月、環境調査を実施していた川内調査所と、地元の理解推進活動を担当していた電源立地対策部川内調査グループを統合し、川内原子力総合事務所を設置した。

³⁶ 規模は毎回 20 名程度である。また、勉強会の開催実績は、2006 年(平成 18 年)は 26 回で 518 名の参加、2007 年(平成 19 年)は 46 回で 1066 名の参加であった。

³⁷ 発電所見学の開催実績は、2006 年(平成 18 年)は 62 回で 1714 名の参加、2007 年(平成 19 年)は 93 回で 2277 名の参加であった。

イ 九州電力と地元企業との関わり

九州電力は、薩摩川内市に原子力発電所及び火力発電所を有しており、これら薩摩川内市の発電所は、その運営のため、多数の地元企業と取引を行っている（玄海原子力発電所の協力会社と同様であり、同じく「**協力会社**」という。）。このような九州電力と協力会社との間の取引関係は、地元雇用を生み出し、地元住民の定着を促進し、地元経済を活性化させるという効果を有する。そのため、協力会社の社員や家族、地元経済を担う企業や商店及びその社員や家族は、原子力推進の立場を採る者も多い。

薩摩川内市説明会及びいちき串木野市説明会が行われた当時、川内原子力発電所の周辺地域には、九州電力鹿児島支店と取引関係にある地元企業が集まる団体、鹿児島県内の各業界団体など大小多数の団体が、九州電力による川内原子力発電所 3 号機増設計画を推進する活動を行っていた。これらの団体の中でも薩摩川内市の 53 団体は、2009 年（平成 21 年）2 月 12 日に、「川内原子力発電所 3 号機建設促進期成会」（以下「**期成会**」という。）を結成し³⁸、3 号機増設の推進を強化していった（以下、これらの関係団体を総じて「**地元関係団体等**」ということがある。）。

ウ 日頃の理解推進活動の一環としての参加呼びかけ

九州電力は、川内原子力発電所 3 号機増設に関する住民理解を得るために、日頃から実施していた理解推進活動に加え、川内原子力発電所 3 号機増設を理解してもらうための特別な理解推進活動として、地元住民を対象とした様々なイベントや地域説明会（以下「**イベント等**」という。）を開催していた。このようなイベント等を開催する際、九州電力は、社員、協力会社、地元関係団体等を通じて、地元住民に対する参加呼びかけを行っていた。

このような参加呼びかけは、理解推進活動という九州電力の業務の一環として日頃から行われていたものであり、本調査の対象となっている薩摩川内市説明会、いちき串木野市説明会、第一次公開ヒアリングに限って行われたものではない。

³⁸ その後、いきち串木野市の推進団体も、期成会に加盟していった。

エ 地元の原子力慎重派

九州電力は、長年実施してきた理解推進活動を通じて、薩摩川内市の地元住民の大多数は原子力推進派又は原子力に中立的な立場を取る者であり、地元住民の中で原子力慎重派の立場から積極的な活動を行っている者は、ごく少数であると認識している。

また、川内原子力発電所 3 号機増設に関して積極的に活動している原子力慎重派の中には、鹿児島市内に居住する者など、薩摩川内市、いちき串木野市及び阿久根市などの地元の住民ではない者も、相当程度存在するようである。

(4) 薩摩川内市説明会について

ア 薩摩川内市説明会の開催状況

薩摩川内市説明会は、2009 年(平成 21 年)1 月 23 日に、川内文化ホールにおいて開催された。薩摩川内市説明会では、一般参加者の参加資格は設けられておらず、当日会場を訪れた者が自由に傍聴できる仕組みが採られ、かつ、座席も先着順に希望する座席に座ることができた。その結果、一般参加者用の座席数が約 1200 名の川内文化ホールは、一般参加者の入場者 1274 名を以て満員となったため、187 名の入場希望者の入場を断ることとなった。

薩摩川内市説明会は、2009 年(平成 21 年)1 月 23 日午後 6 時 20 分に開始され、電源立地対策部電源立地調査第 2 グループの中村圭介グループ長の司会のもと、池松勢三郎常務の挨拶に続いて、午後 6 時 31 分～午後 6 時 44 分に、段上守常務より事業計画の説明がされた後、午後 6 時 44 分～午後 7 時 32 分まで、西村正幸環境部長より環境影響評価の概要が説明された。その後、休憩時間をはさみ、午後 7 時 55 分頃～午後 8 時 45 分頃までの 50 分間にわたって、休憩時間中に集められた会場からの質問に九州電力が回答するセッションが設けられ、九州電力は、質問と回答を読み上げる形で質問に回答した³⁹。このセッションは、当初予定時間より約 10 分超過し、環境影響評価準備書説明会は、午後 8 時 45 分頃に終了した⁴⁰。

³⁹ 質問に対する回答を行ったのは、荘野尚志原子力建設部長、大坪潔晴電源立地対策部長、瓜生道明経営企画部長、佐々木有三土木部長、西村正幸環境部長だった。

⁴⁰ 環境影響評価準備書説明会に引き続き、午後 8 時 52 分～午後 10 時 06 分まで、地質・気象調査説明会(最後の挨拶を含む)が行われた。

イ 2009年(平成21年)1月8日の出来事

九州電力は、上記のとおり、2009年(平成21年)1月8日、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に対し、川内原子力発電所における環境調査結果について報告するとともに、川内原子力発電所3号機増設に関する申入れを行った。その際、眞部利應社長(以下「**眞部社長**」という。)が鹿児島県庁を、田中征夫副社長が薩摩川内市役所を訪問することになっていたが、眞部社長は、鹿児島県庁を訪問した後、薩摩川内市役所も訪問した。他方、原子力慎重派は、眞部社長が鹿児島県庁を訪問したタイミングで眞部社長に接触を試みたが、それに失敗したため、眞部社長を追って薩摩川内市に入り、薩摩川内市役所の入口で眞部社長を待ち受けた。薩摩川内市役所前では、マスコミも市役所の入口に待機していたこともあって混乱状況となり、眞部社長は原子力慎重派から接触を強行されるなどして揉み合いとなり、眞部社長の背広が破られるなどの事態に至った(以下「**1月8日の出来事**」という。)

九州電力は、1月8日の出来事を受けて、薩摩川内市説明会において、原子力慎重派が大挙して会場を訪れ、前列を占拠した上で壇上への登壇を強行するなど、進行が妨害される事態に陥ることを懸念し、環境影響評価法に基づく薩摩川内市説明会が滞りなく実施されることを目的に、警備を強化することとした。

ウ 薩摩川内市説明会への参加呼びかけ

(ア) 警備としての九州電力社員の動員計画

九州電力は、1月8日の出来事を受けて、当初は、薩摩川内市説明会が開催される川内文化ホールの前列に九州電力社員を座らせることで、原子力慎重派に前列を押さえられて、前方から野次怒号が飛ばされたり、壇上に登壇されたりするのを阻止することを計画した。しかしその後、ステージと客席の間にプランターを置くことで、前列から壇上に登壇することを物理的に困難にしつつ、前方の数列は座席そのものを撤去することとし、また、会場内の座席に警備担当の社員を配置することにより、会場の警備を強化した。

(イ) 参加呼びかけの状況

九州電力は、日頃のイベント等の際と同様に、社員、協力会社、地元関係団体等に対し、薩摩川内市説明会への参加呼びかけを行った。但し、薩摩川内市説明会への参加呼びかけは、下記のような事情から、通常のイベント等のとき以上に

積極的に行われたと認められる。

上記(3)イ・エのように、川内原子力発電所の周辺地域に住む地元住民は、原子力推進派又は中立的な立場の者が多かったものの、このような原子力推進派又は中立的な立場の者は、積極的な行動に出ない「サイレントマジョリティー」(物言わぬ多数派)であることが多く、九州電力がある程度積極的に参加呼びかけを行わないと、自発的には参加しない可能性があった。

他方で原子力慎重派は、原子力推進派に比べ、積極的かつ精力的な活動を行う傾向にあり、1月8日の出来事を踏まえると、薩摩川内市説明会においても、原子力慎重派が大挙して参加し、組織的な反対行動に出る可能性が考えられた。

加えて、薩摩川内市説明会は、収容人員約1200名の川内文化ホールにおいて、金曜日の夜に実施されることもあり、九州電力が積極的な参加呼びかけを行わなければ、一般参加者が極端に少なくなり、あるいは原子力慎重派ばかりが薩摩川内市説明会に参加することも予想された。そこで九州電力では、原子力推進派も多数が薩摩川内市説明会に参加し、法令に基づく手続である薩摩川内市説明会が、滞りなく実施されることを目的に、通常のイベント等以上に、熱心な参加呼びかけを行った。

このような九州電力の参加呼びかけに加え、薩摩川内市説明会が、法令に基づく重要な手続であることを理解した地元住民が、積極的に川内文化センターに足を運んだ結果、下記(ウ)のとおり、定員を超える一般参加者が集まることとなった。

(ウ) 九州電力の参加呼びかけにより集まった一般参加者の数

九州電力の集計によると、薩摩川内市説明会の当日の一般参加者入場者数は、上記のとおり1274名であり、会場の収容人数の関係から、当日会場に訪れたものの187名が入場できなかった。したがって、当日会場に訪れた人数は1461名である。

そのうち、九州電力社員及び協力会社からの一般参加者は約220名、地元関係団体等からの一般参加者は約700名であった⁴¹。これらの合計920名は、九州電力の参加呼びかけを受けた一般参加者であると推定されるが、これらの全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形で薩摩川内市説明会に参加したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度含まれているものと考えられる。

⁴¹ いずれも、当時の九州電力による推定値である。

エ 会場からの質問について

薩摩川内市説明会では、休憩時間に、一般参加者が質問票に記載して質問箱に投函した質問について、九州電力が回答するセッションが設けられていた。質疑応答について、口頭質問ではなく質問票を受け付ける形式にしたのは、環境影響評価準備書の内容が膨大多岐にわたることを前提に、九州電力が、受け付けた質問についてはその場で可能な限りすべて回答する方針としていたため、類似質問を纏めるなど、効率的な質疑応答を行う必要があったからであるとされている。

具体的には、九州電力は、当日、一般参加者が投函する質問に対して、時間内にできる限りの回答を行うために、下記のようなシステムを採用した。

(ア) 質問票の受付から回答までのプロセス

薩摩川内市説明会では、予め一般参加者に配付しておいた質問票に、名前、住所、質問事項を記入してもらい、会場内 2 箇所に設置された質問箱に投函してもらう方法により質問を受け付けた。質問票は、事前に、1 人 1 枚が配付されていたが、複数の質問がある人は、質問箱の横に据え置かれた予備の質問票を利用することが可能であった。

質問箱に投函された質問票は、1 名の担当者のもとに集められた上で、同担当者が質問票の内容を見て、質問票を環境部、原子力建設部、原子力管理部、土木部、電源立地対策部、経営企画部、川内調査所に振り分けた。会場には、各部の担当者によって構成される QA 班が控えており、QA 班は、これまでに九州電力が蓄積してきた想定 QA の中から、対応する回答を選んだり、対応する回答がない場合には、その場で回答を作成するなどして、回答書を作成した。

こうして作成された回答書は、壇上にいる回答者に手渡され、回答者がこれを読み上げることによって、質問票に対する回答が行われた。

(イ) 質問票への回答結果

薩摩川内市説明会では、当日、81 件の質問票が質問箱に投函された。九州電力は、この 81 件から意見等を除いた質問 77 件のうち、68 件の回答を行った。なお、九州電力は 9 件の質問に回答していないが、それは質問に回答する時間が足りなかったことによるものであり、特定の質問への回答を恣意的に回避したというような事実は認められない。

また、以上の状況及びこれまでの調査の結果からすれば、薩摩川内市説明会において、九州電力が、予め質問を準備したり、当日回収された質問票の中から、

特定の質問を恣意的に選択して回答したという事実も認められない。

オ 国の関与

本調査においては、薩摩川内市説明会において、国(経済産業省)が、九州電力に対して、一般参加者の動員や仕込み質問等に関する何らかの働きかけを行ったという事実は、認められなかった。

(5) いちき串木野市説明会

ア いちき串木野市説明会の開催状況

いちき串木野市説明会は、2009年(平成21年)1月30日に、いちき串木野市市民文化センターにおいて開催された。

いちき串木野市説明会では、一般参加者の参加資格は設けられておらず、当日会場を訪れた者が自由に傍聴できる仕組みが採られ、かつ、座席も先着順に希望する座席に座ることができた。結果的に、一般参加者用の座席数が約820名のいちき串木野市市民文化センターには、795名の一般参加者が集まった。

いちき串木野市説明会は、2009年(平成21年)1月30日午後6時20分に開始され、電源立地対策部電源立地調査第2グループの中村圭介グループ長の司会のもと、池松勢三郎常務の挨拶に続いて、午後6時31分～午後6時42分に、段上守常務より事業計画の説明がされた後、午後6時43分～午後7時33分まで、西村正幸環境部長より環境影響評価概要が説明された。その後、休憩時間をはさみ、午後7時55分頃～午後8時47分頃までの52分間にわたって、休憩時間中に集められた会場からの質問に九州電力が回答するセッションが設けられ、九州電力は、質問と回答を読み上げる形で質問に回答した⁴²。このセッションは、当初予定時間より約12分超過し、環境影響評価準備書説明会は、午後8時47分頃に終了した⁴³。

イ いちき串木野市説明会への参加呼びかけ

(ア) 警備としての九州電力社員の動員計画

九州電力は、上記(4)イに述べた1月8日の出来事を受けて、いちき串木野市説明会においても、ステージと客席の間にプラントを置くことで、前列から壇上に登壇することを物理的に困難にしつつ、前方の数列は座席そのものを撤去することとし、また、会場内の座席に警備担当の社員を配置することにより、会場の警備を強化することとした。

⁴² 質問に対する回答を行ったのは、薩摩川内市説明会と同様である。

⁴³ 環境影響評価準備書説明会に引き続き、午後8時56分～午後10時11分まで、地質・気象調査説明会(最後の挨拶を含む)が行われた。

(イ) 参加呼びかけの状況

九州電力は、日頃のイベント等の際と同様に、社員、協力会社、地元関係団体等に対し、いちき串木野市説明会への参加呼びかけを行った。但し、いちき串木野市説明会への参加呼びかけは、上記(4)ウ(イ)に述べた薩摩川内市説明会の場合と同じ理由により、通常のイベント等のとき以上に、積極的に行われたと認められる。

このような九州電力の参加呼びかけに加え、いちき串木野市説明会が、法令に基づく重要な手続であることを理解した地元住民が、積極的にいちき串木野市市民センターに足を運んだ結果、下記(ウ)のとおり、795名の一般参加者が集まることとなった。

(ウ) 九州電力の参加呼びかけにより集まった一般参加者の数

九州電力の集計によると、いちき串木野市説明会の当日の一般参加者入場者数は、上記のとおり795名であった。

九州電力の社内資料によると、九州電力社員及び協力会社からの出席者は約192名、地元関係団体等からの出席者については約210名を、それぞれ見込んでいたことは把握できるものの、実際の入場者の集計を行った資料は見当たらない。また、これらの合計約402名は、九州電力の参加呼びかけを受けた見込み参加者であると推定されるが、これらの者全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形でいちき串木野市説明会に参加したとまでは言えず、自らの意思で参加した者も相当程度含まれているものと考えられる。

ウ 会場からの質問について

(ア) 質疑応答セッションについて

いちき串木野市説明会では、薩摩川内市説明会と同様、休憩時間に、一般参加者が質問票に記載して質問箱に投函した質問について、九州電力が回答するセッションが設けられていた。また、いちき串木野市説明会において、九州電力が、当日、一般参加者から出される質問に対して、時間内にできる限りの回答を行うために採用していたシステムも、薩摩川内市説明会と同様である。

(1) 質問票への回答結果

いちき串木野市説明会では、当日、108 件の質問票が質問箱に投函された。九州電力は、この 108 件から意見等を除いた質問 95 件のうち、83 件の回答を行った。なお、九州電力は 12 件の質問に回答していないが、未回答の理由は、薩摩川内市説明会と同様であり、特定の質問への回答を恣意的に回避したというような事実は認められない。

また、以上の状況及びこれまでの調査の結果からすれば、いちき串木野市説明会において、九州電力が、予め質問を準備していたり、当日回収された質問票の中から、特定の質問を恣意的に選択して回答したという事実も認められない。

エ 国の関与

本調査においては、いちき串木野市説明会において、国(経済産業省)が、九州電力に対して、一般参加者の動員や仕込み質問等に関する何らかの働きかけを行ったという事実は、認められなかった。

(6) 第一次公開ヒアリング

ア 第一次公開ヒアリングの開催に至る経緯

九州電力は、2010 年(平成 22 年)1 月 21 日、川内原子力発電所 3 号機増設計画に係る環境影響評価書を経済産業大臣に届け出た。その後、経済産業大臣による審査、公告・縦覧の手続を経て、2010 年(平成 22 年)3 月 24 日には環境影響評価に係る手続が終了した。

九州電力は、2010 年(平成 22 年)5 月中旬頃に第一次公開ヒアリングを開催することを念頭に、2009 年(平成 21 年)12 月末頃から、経済産業省(資源エネルギー庁)との間で第一次公開ヒアリングについて協議を開始した⁴⁴。

イ 第一次公開ヒアリングの開催状況

第一次公開ヒアリングは、川内文化ホールにおいて、2010 年(平成 22 年)5 月 18 日に開催された。

⁴⁴ 九州電力及び経済産業省(資源エネルギー庁)は、2010 年(平成 22 年)1 月初めから、関係自治体(鹿児島県、薩摩川内市)との調整、準備を開始した。

第一次公開ヒアリングでは、一般傍聴人を年齢満 20 歳以上の者とし、傍聴を希望する者は、2010 年(平成 22 年)4 月 28 日まで(必着)に、氏名、住所、電話番号、年齢、職業等を記入した往復はがきを経済産業省に送付して応募し、応募者多数の場合には、経済産業省が、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市に在住する者を優先して選んで返信用はがきを郵送することとされ、当日はこの返信用はがきを持参した者だけが会場に入場できる取扱いとされていた。最終的な一般傍聴人の応募者は 1095 名であり、そのうち 935 名に返信用葉書が返信され、当日の一般傍聴人の入場者数は 772 名であった。

第一次公開ヒアリングでは、意見陳述人が意見を述べる機会が設けられていた。意見陳述人は、薩摩川内市、阿久根市、いちき串木野市に引き続き 3 ヶ月以上住所を有する満 20 歳以上の者とし、意見陳述人になることを希望する者は、2010 年(平成 22 年)4 月 28 日まで(必着)に、氏名、住所、電話番号、年齢、職業及び 1200 字以内の「意見の要旨」(以下「**陳述要旨**」という。)を専用の用紙に記載して、経済産業大臣宛の「届出書」を経済産業省に提出する必要があった。意見陳述人の届出が多数の場合、経済産業省が意見陳述人を選定し、その旨を届出者宛に通知することとされていたところ、意見陳述人の応募者は 31 名であり、そのうち 20 名が意見陳述人に採用された⁴⁵。

第一次公開ヒアリングは、午前 9 時 30 分に開始され、段上守九州電力代表取締役副社長より 10 分間の開会挨拶等がされた後、午前 9 時 40 分～午後 10 時 10 分までの間、九州電力が川内原子力発電所 3 号機増設計画の概要を説明した。その後、意見陳述人による意見陳述が、午前 10 時 10 分～午前 12 時 10 分までの間に 6 名、午後 1 時 10 分～午後 3 時 30 分までの間に 7 名、午後 3 時 50 分～午後 6 時 10 分までの間に 7 名行われ、第一次公開ヒアリングは、午後 6 時 20 分頃に終了した。

意見陳述人は、1 名あたり約 10 分間にわたって意見陳述を行い、その後、九州電力が意見陳述に対する説明・回答を約 10 分間にわたって行うものとされ、九州電力は、口頭による説明に加え、パワーポイント資料等を使いながら説明・

⁴⁵ 経済産業省は、2010 年(平成 22 年)4 月 7 日から、ホームページ上で、意見陳述人及び一般傍聴人の募集を開始したほか、官報を通じて、第一次公開ヒアリングに関する情報を公開した。また、九州電力は、鹿児島県全域に新聞広告を出すとともに、薩摩川内市、阿久根市、いちき串木野市に折り込みチラシを配付した。また、地元自治体庁舎、九州電力の各事業所には、周知資料が備置された。

回答をした⁴⁶。

第一次公開ヒアリングは、議長団を務めた経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の横尾英博氏、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課長森本英雄、九州経済産業局長橋高公久氏により進行された。

ウ 九州電力による一般傍聴人の第一次公開ヒアリングへの参加呼びかけ

(ア) 九州電力が、一般傍聴人の第一次公開ヒアリングへの参加呼びかけを行った経緯

資源エネルギー庁は、過去の他の原子力発電所における第一次公開ヒアリングの開催状況⁴⁷を念頭に、当初は、収容人数が300名から多くても650名程度の会場で第一次公開ヒアリングを実施したいという意向を示していたが、九州電力は、薩摩川内市説明会は収容人数1200名の川内文化ホールで開催していたこと、できる限り多くの地元住民が傍聴できる施設とすることが好ましいという薩摩川内市の意向があることなどを踏まえ、川内文化ホールが開催場所として適切であることを説明し、2010年(平成22年)2月10日頃には、第一次公開ヒアリングの開催場所は、収容人数約1200名の川内文化ホールとすることが決まった。

このような経緯を踏まえ、九州電力は、第一次公開ヒアリングを成功裡に終わらせるためには、十分な人数の一般傍聴人が参加することが必要であると考え、日頃のイベント等、薩摩川内市説明会及びいちき串木野市説明会の際と同様に、社員、協力会社、地元関係団体等に対し、第一次公開ヒアリングへの参加呼びかけを行うこととした。

(イ) 九州電力による参加呼びかけの状況

第一次公開ヒアリングの開催場所となった川内文化ホールの収容人数が約1200名であることを踏まえ、九州電力は、400～500名の一般傍聴人応募者を確

⁴⁶ 説明者は、段上守代表取締役副社長、梶原正博取締役常務執行役員(立地本部長)、山元春義取締役常務執行役員(川内原子力総合事務所長)、中村明原子力管理部長、荘野尚志原子力建設部長、小倉良夫経営企画本部エネルギー・設備担当部長、中村圭介電源立地部長、西村正幸環境部長、佐々木有三土木部長の説明団であった。

⁴⁷ 1999年(平成11年)6月2日に開催された北海道電力株式会社泊発電所3号機設置に係る第一次公開ヒアリング、2002年(平成14年)2月22日に開催された日本原子力発電株式会社敦賀発電所3・4号機設置に係る第一次公開ヒアリング、2003年(平成15年)11月19日に開催された東京電力株式会社東通原子力発電所1・2号機設置に係る第一次公開ヒアリングが考慮の対象とされた。

保することとした。九州電力は、第一次公開ヒアリングへの参加を呼びかけるため、社員や協力会社に対する参加呼びかけを行ったほか、地元関係団体等に対し協力を求めた。これらの地元関係団体等は、各団体に所属する地元企業等に対し、第一次公開ヒアリングへの参加を呼びかけ、経済産業省に実際に応募をした事実を確認の上、応募者の情報を取りまとめて九州電力に報告していた。九州電力の社内資料によると、九州電力社員及び協力会社からの一般傍聴人の応募者数は 339 名、地元関係団体等からの一般傍聴人の応募者数は 179 名(合計 518 名)であった⁴⁸。

九州電力の内部資料によると、2010 年(平成 22 年)4 月 28 日の一般傍聴の応募締切後、資源エネルギー庁から、一般傍聴人の応募者数及び採用数について、下記の報告を受けたことが認められる。

応募者	応募総数	採用数(エネ庁決定)
薩摩川内市	497 名	497 名
阿久根市	25 名	25 名
いちき串木野市	128 名	128 名
鹿児島県内	250 名	171 名
県外	195 名	114 名
合計	1095 名	935 名

以上の内訳を見ると、薩摩川内市、阿久根市、いちき串木野市からの応募者は全員採用され、その他鹿児島県内、県外からの応募者は各々 6 : 4 の比率で採用されている。

(ウ) 九州電力の参加呼びかけによる一般傍聴人の数

上記のとおり、第一次公開ヒアリングの当日の一般傍聴人の入場者数は 772 名であり、九州電力が参加呼びかけをした一般傍聴人の応募者数は 518 名であったが、このうち、一般傍聴人に採用されて返信用はがきを受領した人数⁴⁹、当日会場に入場した人数の集計を行った資料は見当たらない。また、この 518 名全員が九州電力の参加呼びかけに応じる形で一般傍聴人に応募したとまでは言えず、自らの意思で応募した者も相当程度含まれているものと考えられる。

⁴⁸ この 518 名を地域別に分けると、薩摩川内市が 365 名、いちき串木野市が 75 名、阿久根市が 22 名、これらの市以外からの参加者が 56 名である。

⁴⁹ 但し、このうち一般傍聴人に採用されなかった可能性があるのは、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市以外からの応募者である 56 名のうちの一部である。

エ 九州電力による意見陳述人の確保

(ア) 九州電力が意見陳述人を確保した経緯

九州電力では、過去の他の原子力発電所における第一次公開ヒアリングの開催状況を念頭に、意見陳述人は 25 名程度が採用されるものと考えていた。九州電力では、地元住民の多くが、川内原子力発電所 3 号機増設に理解を示し、賛成しているものと認識していたが、そのような原子力推進派の人たちは、九州電力が意見陳述人に応募するよう働きかけない限り、自ら率先して第一次公開ヒアリングにおける意見陳述人に応募することはないものと考えられた。

そこで九州電力では、日頃の原子力理解活動(PA 活動)を通じて親交を深めていた地元住民の中で、自らの意見を堂々と述べることができる人、地元のオピニオンリーダー的な人などを中心に、第一次公開ヒアリングにおける意見陳述人の応募を案内又は依頼し、25 名程度の応募者を集めることにした。

(イ) 九州電力が意見陳述人を確保した状況

九州電力では、2010 年(平成 22 年)2 月上旬頃から、川内原子力総合事務所立地部の社員が中心となり、理解推進活動を通じて親交を深めていた地元住民の中で、自らの意見を堂々と述べることができる人、原子力に対して見識のある人、地域に影響力・発言力があるオピニオンリーダー的な人などに対し、第一次公開ヒアリングの開催とともに意見陳述人に応募できることを案内し、あるいは意見陳述人に応募することを依頼した(以下「**応募呼びかけ**」ということもある。)。

九州電力がこのような応募呼びかけを行った結果、2010 年(平成 22 年)3 月下旬頃までには、21 名が意見陳述人に応募することを決めた(以下「**21 名の応募者**」という。) ⁵⁰。

しかしながら、この 21 名の応募者全員が、九州電力の応募呼びかけに応じて意見陳述人に応募したとは評価できない。資源エネルギー庁による第一次公開ヒアリングの意見陳述人の募集開始は、2010 年(平成 22 年)4 月 7 日であり、九州電力による応募呼びかけは、その約 2 ヶ月前から開始されている。したがって、九州電力による応募呼びかけをきっかけに第一次公開ヒアリングにおける意見陳

⁵⁰ 2010 年(平成 22 年)4 月 26 日時点において、九州電量は、21 名の意見陳述応募者を確保し、21 名が実際に経済産業省に応募をしたことを確認した。また、九州電力は、2010 年(平成 22 年)4 月 26 日時点の意見陳述人応募者の数が 22 名であることを資源エネルギー庁から聞いていた。

述人の募集を知り、自らの意思で意見陳述人に応募した者も相当程度含まれている。また、21名の応募者の中には、地元関連団体等の役員を務めている人、市町村議会議員経験者、職歴や経験から原子力について詳しい知識と見識を持つ人、原子力発電所の存在が地元を活性化させると考えている地元住民などがおり、仮に九州電力からの応募呼びかけがなくても、自発的に意見陳述人に応募していた者もいたと認められる。

また、21名の応募者は、九州電力による応募呼びかけを受けたものの、最終的には、いずれも自らの意思において意見陳述人に応募した者である。

(ウ) 陳述要旨の作成

上記イに述べたとおり、意見陳述人に応募する際には、1200字以内で陳述要旨を作成して経済産業省に提出する必要があった。第一次公開ヒアリングでは、国が、意見陳述を通じて地元住民からの意見を聴取し、その意見や質問に対し設置事業者である九州電力が説明を加える仕組みが採られたため、九州電力は、21名の応募者に対し、陳述要旨には4～5個の質問事項を盛り込んで欲しいと伝えていた。21名の応募者は、基本的には、自らの経験・知識・見識に基づき陳述要旨を作成していたが、九州電力は、21名の応募者に対し、原子力発電所に関する公表情報⁵¹を提供したり、質問内容について相談に乗ることもあった。但し、このような21名の応募者に対する九州電力の関与の程度は、人ごとに濃淡があり、陳述要旨のほぼすべてを自分で作成し、微調整やワープロ打ちのみを九州電力に依頼した者、何度も九州電力と打合せをしながら陳述要旨をまとめていった者、自分の考えの概略を九州電力に話し、九州電力が陳述要旨をドラフトし、それを確認・修正していった者など様々であった。

(I) 当日の意見陳述内容の検討及び陳述原稿の作成

意見陳述人に応募し採用された意見陳述人は、陳述要旨をもとに、10分間の意見陳述内容を考え、陳述原稿を用意する必要があった。21名の応募者のうち、意見陳述人に採用されたのは、下記のとおり15名である(以下「**15名の意見陳述人**」という。)。九州電力は、15名の意見陳述人が意見陳述内容や陳述原稿を準備する際にも、協力や相談などの関与をしていた事実が認められるが、九州電力の関与の程度は、陳述要旨の作成と同様、人ごとに濃淡があり、陳述内容のほぼすべてを自分で考えた者、自分が興味を持っているテーマについて、九州電

⁵¹ 九州電力が発行しているパンフレット、報道記事等。

力から資料提供を受ける程度だった者、九州電力と何度も打合せを行いながら陳述内容を固めていった者、10分間で意見陳述を終えるために、九州電力社員と陳述原稿の読み合わせを行ったり、陳述原稿のワープロ打ちを九州電力に依頼したりした者など様々であった。

(ウ) 九州電力による陳述要旨及び陳述原稿の入手

上記(ウ)のように、意見陳述には質問事項が含まれているため、九州電力は、回答時間10分のうちに、地元住民理解を得るに十分な回答をする必要があった。九州電力は、意見陳述に対する回答は、パワーポイント資料等を使いながら分かりやすく説明することとし、その準備のため、21名の応募者から、陳述要旨のコピーを受領した。

また、九州電力は、第一次公開ヒアリング開催日の翌日に、資源エネルギー庁に対し、第一次公開ヒアリングの状況を正確にまとめた議事録を提出する必要があったため、15名の意見陳述人からは、意見陳述の際に読み上げる陳述原稿のコピーを予め受領し、議事録作成を進めた。

オ 資源エネルギー庁への報告・相談・関与の状況

九州電力は、第一次公開ヒアリングの準備をするに当たり、主催者である経済産業省資源エネルギー庁の担当者と打合せを繰り返し、九州電力における上記のような準備の状況について報告をしたり、確認を求めたりしていた。

(ア) 一般傍聴人の参加呼びかけ

九州電力は、一般傍聴人の第一次公開ヒアリングへの参加呼びかけを行っていることを、資源エネルギー庁の担当者に伝えていた。このような参加呼びかけは、もっぱら九州電力のイニシアチブで行われていたものと認められるが、資源エネルギー庁においても、九州電力による参加呼びかけを認識し、第一次公開ヒアリングが円滑に実施されるためには、このような参加呼びかけが必要であると認識していたものと考えられる。

また、資源エネルギー庁の担当者は、2010年(平成22年)4月27日、それまでの一般傍聴人の応募者名簿を九州電力に示し、九州電力は、原子力慎重派として把握している者が十数名しかいないことを資源エネルギー庁の担当者に伝えた。このように資源エネルギー庁は、原子力慎重派からの応募者がどの程度の人数であるかを把握しようとしていた事実が認められる。

(イ) 意見陳述人の応募呼びかけ

意見陳述人の選定は、第一次公開ヒアリングの主催者である資源エネルギー庁において行われた。

九州電力は、地元住民に対し、意見陳述人への応募呼びかけを行っていること、25名程度の応募者を集める予定であること、2010年(平成22年)3月24日の段階で21名の応募者を確保したこと、21名の応募者の陳述要旨をもとに回答を準備していることなどを、資源エネルギー庁の担当者に伝えていた。このような応募呼びかけについても、もっぱら九州電力のイニシアチブで行われていたものと認められるが、資源エネルギー庁は、九州電力による応募呼びかけを認識しつつ、下記のような対応を行っていた。

(ウ) 意見陳述人の選定状況

資源エネルギー庁は、意見陳述人の陳述内容の重複を避けるとともに、地域ごとに意見陳述人の数を決め、性別、年齢構成、職業等も勘案して意見陳述人を選定するとしていた。また、資源エネルギー庁は、意見陳述人の採用に漏れた者についても陳述要旨は公表することとしており、九州電力が応募呼びかけをした者全員が、意見陳述人に選定されるわけではないとも発言していた。

意見陳述人の応募が締め切られた直後の2010年(平成22年)4月30日頃、資源エネルギー庁の担当者は、九州電力に対し、意見陳述人の応募者が31名であったことを伝えるとともに、九州電力の応募呼びかけによる21名の応募者以外の応募者10名の陳述要旨のコピーを九州電力社員に渡した。この10名は、原子力慎重派の応募者であり、九州電力は、原子力慎重派の10名の陳述要旨を入手することにより、第一次公開ヒアリングにおける意見陳述人全員の陳述要旨とそれに含まれる質問を把握し、当日、充実した回答を準備することが可能となった。

2010年(平成22年)5月上旬頃、九州電力は、資源エネルギー庁の担当者から、意見陳述人として選定された20名の氏名と、陳述の順番についての情報を受けた。その結果、九州電力は、応募呼びかけによる21名の応募者のうち15名が意見陳述人として採用され、原子力慎重派10名の応募者のうち、5名が意見陳述人として採用されたことを把握した。

2010年(平成22年)5月12日頃、九州電力は、仮に問い合わせがあった場合、「九州電力が、分かりやすく十分な説明準備を行うため、資源エネルギー庁から、意見陳述人の陳述内容及び陳述の順番についての情報提供を受けている」と

回答しても構わない旨、資源エネルギー庁の担当者から告げられた。

九州電力は、資源エネルギー庁の担当者に対し、15名の意見陳述人との間で、意見陳述に関する打合せをしていることを伝えていたところ、資源エネルギー庁の担当者が九州電力に対し、15名の意見陳述人に九州電力が関与していることが、15名の意見陳述人から他の意見陳述人に伝わることはないよう、15名の意見陳述人に注意しておいて欲しいと依頼していた事実も認められる。

カ 九州電力による意見陳述人の確保とその評価

以上のように、九州電力は、意見陳述人に対する応募呼びかけを行ったほか、15名の意見陳述人に対する協力や相談を行っていた事実が認められる。また、九州電力は、このような九州電力の意見陳述人に対する関与について、資源エネルギー庁に報告し、資源エネルギー庁からも、様々な情報提供を受けていた事実も認められる。

九州電力は、第一次公開ヒアリングを主催する資源エネルギー庁に必要な報告と相談をしながら、上記のような行為を行っていたものである。また、15名の意見陳述人は、応募呼びかけを受けた事実があっても、いずれも、自らの意思で意見陳述人に応募し、また意見陳述内容も、自らの体験や見解を踏まえて決めており、川内原子力発電所3号機増設を計画していた九州電力の立場としては、特段問題のある行為ではないと認識していたものと思われる。

意見陳述人の選定は、資源エネルギー庁において行われていること、その選定行為に九州電力が恣意的に関与する余地はなく、九州電力は、21名の応募者が九州電力による応募呼びかけを行っていた者であること等の必要な情報はすべて資源エネルギー庁に提供していたことに加え、経済産業省が設置した大泉委員会において、この第一次公開ヒアリングについても調査の対象となっているところであり、この点の評価については、大泉委員会において適切になされるものと考えている。

第3 本調査の結果に対する検討・評価

1 はじめに

本調査の対象とした6つの公開討論会等は、玄海原子力発電所3号機におけるプルサーマル計画に関するもの、川内原子力発電所3号機増設に関するものであるが、いずれも九州における電力供給事業者である九州電力が、国のエネルギー政策に基づき、電力供給事業者としての責務も踏まえて進めてきた事業計画に関するものである。プルサーマル計画の推進も、原子力発電所の増設計画も、九州電力の立場からすれば、その実現に向けて最大限の努力をすることは、むしろ当然のことであったと思われる。

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災と、これを原因として発生した東京電力福島第一・第二原子力発電所における様々な出来事をきっかけに、日本におけるエネルギー政策、ことに原子力発電を取り巻く様々な事業に対する国民の見方が大きく変化した。しかしながら、このことを踏まえても、九州電力の電力供給事業者としての責務と立場を十分に理解するのとなければ、事の本質を見誤る危険があることを、まずは明確にしておきたい。

2 参加呼びかけ問題についての考察

原子力政策、プルサーマル計画に関する政策は、国が推し進めてきた政策であることから明らかなように、国民の大多数が賛成ないしは中立的な立場を取っており、反対の立場を取っている者は、比較的少数であったものと認められる。

このような中で、反対の立場を取る者は、様々な機会をとらえて、原子力政策等の問題性を指摘し、国民に警鐘を鳴らそうとしていたものであり、その立場は十分に尊重されるべきであるし、国においても、また九州電力においても、その意見に耳を傾ける態度を惜しむべきではない。

一方で、原子力政策等をテーマにした公開討論会等においては、反対の立場を取る者は積極的に参加し発言をする一方で、賛成又は中立の立場を取る者は、あまり関心を示さず、発言も差し控える傾向にあることも否めない。九州電力は、公開討論会等を実施する際、このようないわゆる「サイレントマジョリティ」が参加せず、意見も述べない傾向にあることを認識し、九州電力が計画する事業計画を推進するためには、サイレントマジョリティも積極的に議論に参加することが必要であると考えてきた。そのために理解推進活動に力を入れてきたとも言える。

参加呼びかけは、以上のような理由から、九州電力の理解推進活動の一環としてなされてきたものであり、そのことが直ちに問題となるわけではない。参加呼びかけが問題になるとすれば、賛成又は中立の立場の者が会場に多数押し掛けることで、反対の立場を取る

者の公開討論会等への参加を阻害したり、多数の賛成又は中立の立場の者が、公開討論会等の場における反対の立場の議論を妨害し、自由な議論を妨げる場合などである。

九州電力は、本調査の対象とした 6 つの公開討論会等で、いずれも参加呼びかけを行っていた。参加呼びかけを受けた者の中でも、自発的な意思で公開討論会等へ参加した者も相当程度いるはずであり、参加呼びかけと公開討論会等への実際の参加を明確に紐付けることは困難である。

プルサーマル計画に関する佐賀県討論会は、九電討論会やプルサーマル計画に比べて、応募者に占める九州電力関係者の応募者数の割合が高かった。これは、九州電力が、佐賀県討論会における参加呼びかけを、かなり積極的に行った結果であると言える。

川内原子力発電所 3 号機増設に関する薩摩川内市説明会、いちき串木野市説明会、第一次公開ヒアリングは、いずれも入場者又は応募者に占める参加呼びかけを受けた者の割合が高いと言えるが、これは、地元住民の関心の高さがかなり影響している可能性が高い。

しかしながら、いずれの公開討論会等においても、九州電力の参加呼びかけによって、反対の立場の者の参加が阻害されたり、反対の立場の議論が妨害されたという事実は見受けられない。

したがって、九州電力がこれらの公開討論会等において行った参加呼びかけが行き過ぎたものであったと評価することは、必ずしも適切ではない。但し、東日本大震災後の世論の変化を踏まえれば、今後開催されるであろう公開討論会等においては、これまでサイレントマジョリティであった者たちの積極的な参加も期待できるところであり、これまでと同様の参加呼びかけを行うことの是非について、国民の関心や世論の動向も十分に踏まえつつ、特に慎重に検討すべきものと考えらる。

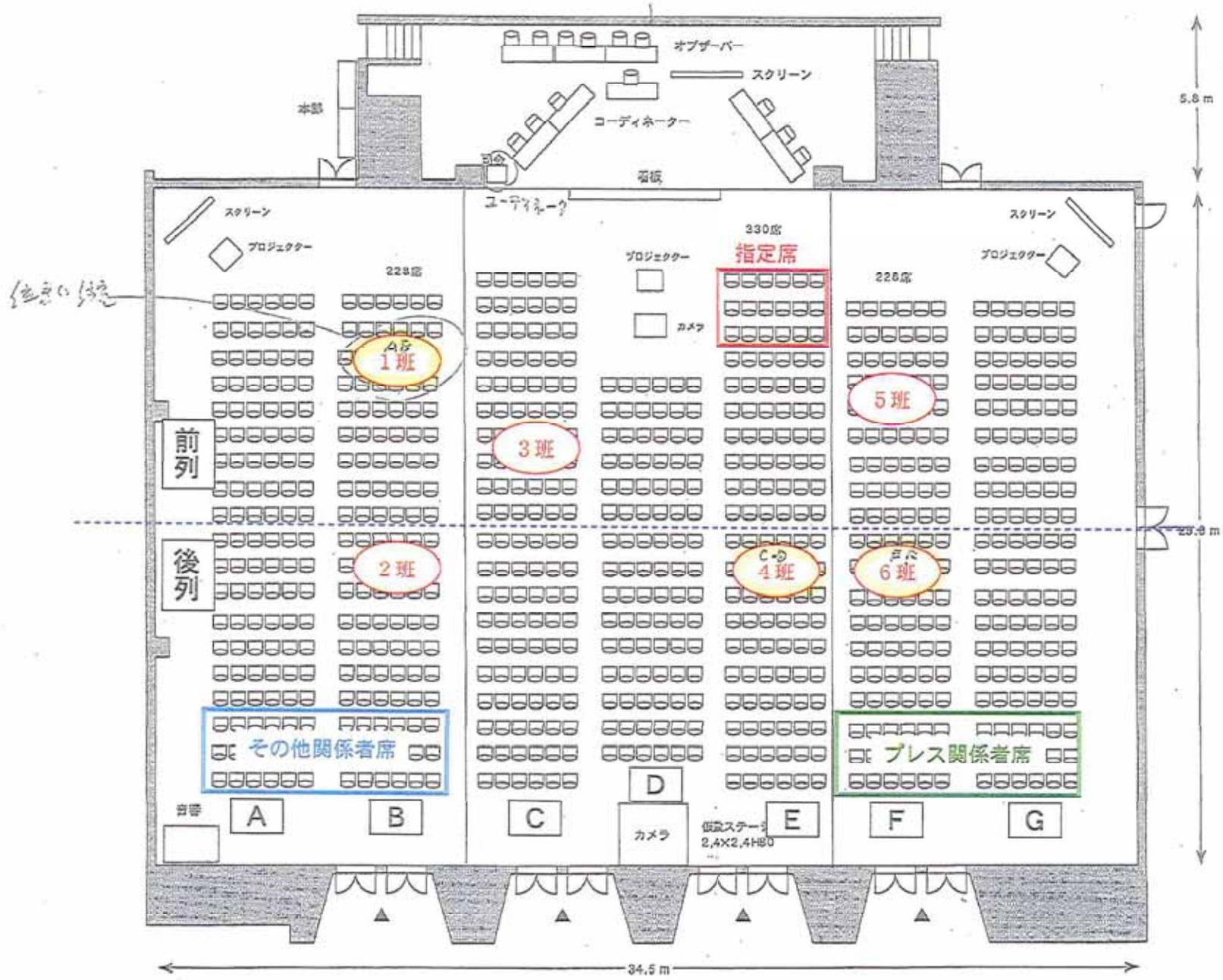
3 パネリスト・専門家等の選定についての考察

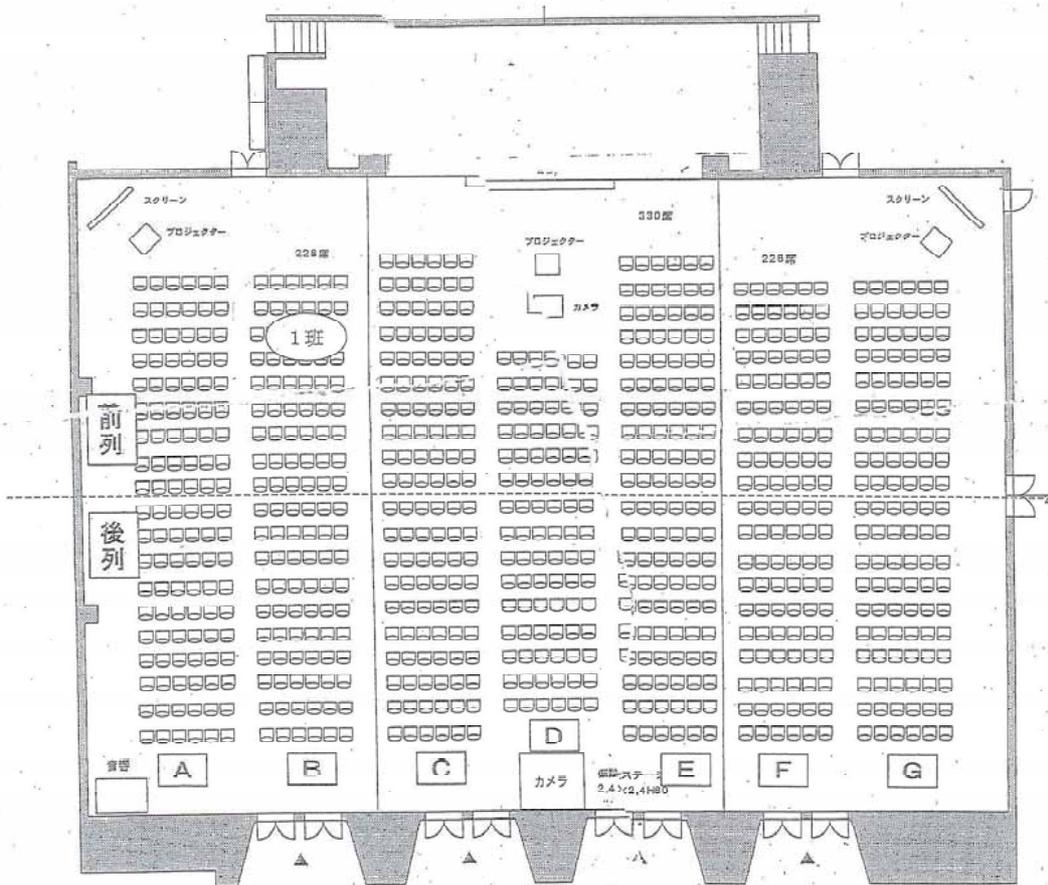
公開討論会等において登壇し、一般参加者の目の前で議論を行うパネリスト・専門家等には様々な種類があるところ、その選定を行うのは主催者である。主催者には、公開討論会等の議論が公平かつ活発に実施されるよう、パネリスト・専門家等を慎重に選定することが求められるが、公開討論会等の目的や性質に照らして、ある程度の裁量も当然許されるはずである。パネリスト・専門家等は、公開討論会等という開かれた場で持論を述べるので、原子力政策等に賛成の立場であるか反対の立場であるかが明確になる。したがって、その選定が賛成反対のバランスを取りながら、公平になされていたかどうかは、自ずと明らかになり、それが実際に実施された公開討論会等の評価にも繋がるものである。

このような観点から見た場合、本調査の対象とした 6 つの公開討論会等の中で、唯一問題であったと思われるのは、九電討論会における 6 名のパネリストの選定であると思われる。その理由は、すでに述べたとおりであるが、九州電力は、このようなパネリスト選出の問題性について、深く認識し、反省すべきである。

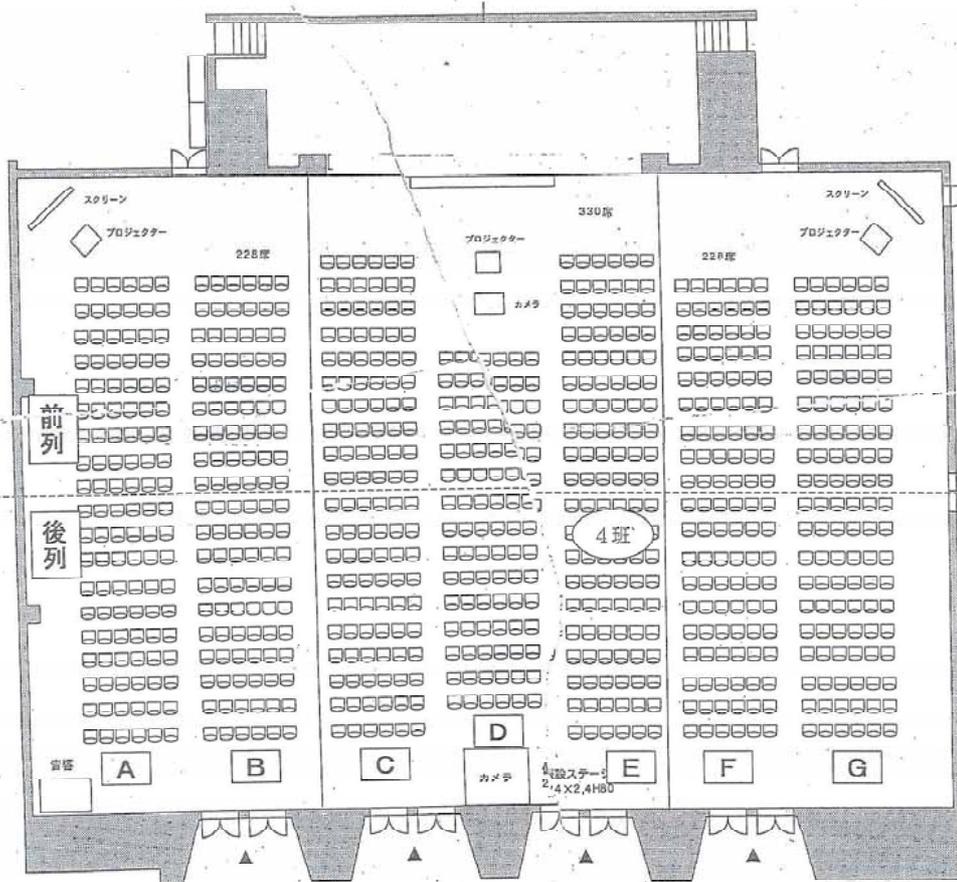
以 上

佐賀県主催「プルサーマル公開討論会」会場概念図





- 1班
- (作費)
 - (用地)
 - (唐津)
 - (")
 - (修費)
 - (修費)
 - (唐津)
- 総務部
用地部

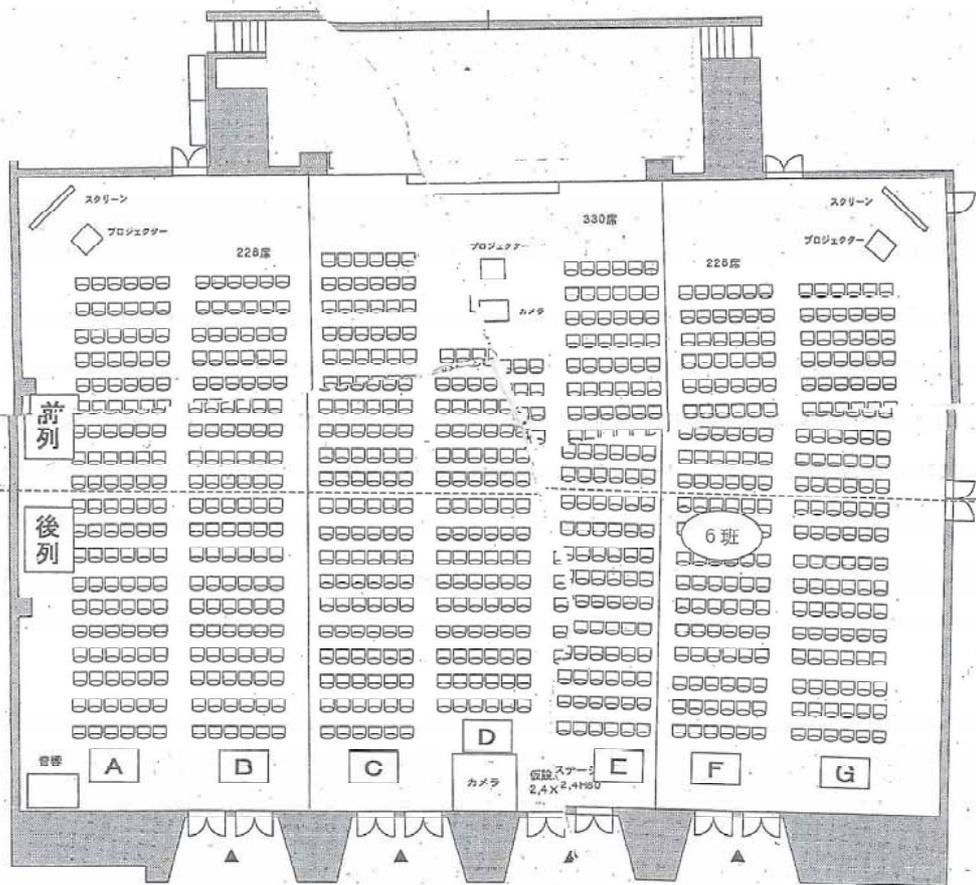


4班

- ■ (営業)
- (鳥栖)
- (唐津)

- (企画)
- (伊万里)
- (九工)
- (九夜会)

企画
営業
配賞



- 6班
- (送変)
 - (武賢)
 - (九工)
 - (唐洋)
 - (技術)
 - (武雄)
 - (九友会)
 - ()
- B05
- B06
- 送変
技術

- ① 燃料の先 (燃料の消費) 但し (2) の場合は
② 燃料の先 (燃料の消費) 但し (2) の場合は
燃料の先 (燃料の消費) 但し (2) の場合は

BO1

1 安全性全般 (慎重派パネリストへの質問: 推進派による回答も可)

先生方のお話を伺って、プルサーマルを実施すると制御棒の効きが少し悪くなる、燃料の溶融点が若干低下するというので安全性の余裕は減少するが、それでも必要な安全性は十分確保されるということが私なりによくわかったような気がします。

これは例えて言えば、時速 100km 以上で走ると脱線するカーブがあって、今までは時速 60km で走っていたが、これからは時速 62km で走るということかなと思いますがいかがでしょうか。

確かに時速を 2km 上げるということは危険が増すという見方もありますが、それでも脱線はしないというのも事実であると思います。

それとも、プルサーマルを実施することは時速 100km 以上で走ることと同じとお考えでしょうか。

2 燃料リーク (推進派パネリストへの質問: 慎重派による回答も可)

今年、玄海 2 号で燃料リークがありました。もしプルサーマルを実施していて燃料リークが発生したらどうなるのでしょうか。

プルドニウムが発電所周辺に放出されるようなことがあるのでしょうか。

BO2

1 被ばく（慎重派パネリストへの質問：推進派による回答も可）

MOX燃料を取り扱うことで被ばくの増大の危険性があるということですが、発電所でMOX燃料を取り扱う際は、当然、従業員の被ばくを抑えるためにいろんな対策が実施されると思います。

それよりも、私が気にするのは、MOX燃料が発電所にあることで、発電所周辺の住民の方々が被ばくする危険性があるのかどうかということです。

今までのお話をお聞きすると、平常時においては、周辺の住民の方々が被ばくする可能性は全くないように思いましたがいかがでしょうか。

事故時の被ばくの評価についてはウラン炉心の場合とほとんど変わらないということのようですが、事故時の評価で仮定されているような事象が起きれば、プルサーマルであろうが、従来どおりのウラン燃料であろうがこれは大変な事態であり、実際問題として、そのような事態は発生しないと思っております。

そういった意味で、事故の場合ではなく、平常時の場合についてどうかということについて、見解をお聞かせ願いたいと思います。

2 九州電力の自信（九州電力への質問）

九州の電気の約半分弱は原子力発電所で作られたものと聞いております。

また、今年1月には電気料金の値下げが行われ、また来年4月にも料金の引下げが計画されているとのこと。

原油価格がどんどん上昇している中、非常に助かる話だと思っております。しかし、このようなことができるのは、原子力発電所が安全に運転しているからであると思われず。

もし仮にプルサーマルの導入により事故が発生すれば、たちまち九州電力の経営に大きな打撃を与えることになるのではないのでしょうか。

九州電力にとってプルサーマルをやっても経営上のメリットは当面はないと聞いておりますし、仮に九州電力が安全性に多少でも疑問を持っていれば、プルサーマルは実施しないというのが普通の判断であると思います。

それでも、プルサーマルを実施するということは、九州電力は原子力発電所を運転する事業者として安全性に確信を持っているということだと思いますが、いかがでしょうか。

発電所には、過去 30 年近く常時使用済燃料が貯蔵されていますが、使用済燃料が原因で事故が発生したというようなことは聞いたことがありません。使用済 MOX 燃料は長期間発電所に貯蔵される可能性が高いということですが、発電所が運転をする限りは、プルサーマルを実施する、しないにかかわらず、通常の使用済燃料が発電所に貯蔵されているという状態が続くものと思います。そうであれば、使用済 MOX 燃料が長期間貯蔵されても、冷却能力が確保されていれば何も問題となることはないと思いますが、いかがでしょうか。要するに、使用済 MOX 燃料が発電所に長期間貯蔵され、ウラン燃料が比較的早く再処理のため、発電所から搬出されたとしても、発電所の安全性に関しては全く影響はないと思います。また、使用済燃料が発電所に貯蔵されているから核のゴミ捨て場といわれるのであれば、現在もそうであると思いますがいかがですか。

プルトニウムは、非常に危険な物質ということですが、その危険性というのはプルトニウムが人体の内部に取り込まれた場合の話であると聞いております。MOX 燃料はプルトニウムとウランがペレット状に焼き固められ、燃料集合体に収納された形で発電所に持ってこられるので、発電所の従業員の方であっても人体の内部に取り込まれる危険性はないと思います。ましてや、発電所の周辺の方々がプルトニウムの危険性にさらされるということは全くないと思いますが、そのような危険があるのでしょうか。

1 安全性全般 (慎重派パネリストへの質問)

私は、今までのお話を聞いても安全だといわれる方とそうではないといわれる方がおられて、どちらが本当なのかよくわからなくなってきたところです。

私は、玄海原子力発電所が運転を開始して以降 30 年間運転してきて、一度も周辺に影響が及ぶようなトラブルもなく、今の原子力発電所は安全だと実感しております。

しかし、プルサーマルというのは今まで玄海では行われていないので、正直言って安全なのかどうなのかよくわかりません。

そこで、プルサーマルが危険だと言われる先生方にお聞きしたいのですが、先生方は今の発電所は安全だけど、プルサーマルを実施することで危険になるとお考えでしょうか。

それとも、今の発電所もたまたま大きな事故が起きていないだけで非常に危険なものであり、プルサーマルを実施するしないにかかわらず、原子力発電所は危険なものだとお考えでしょうか。

2 プルサーマルを前提とした設計 (慎重派パネリストへの質問)

原子力発電所は、当初からプルサーマルを前提とした設計をしていないから危険だとの議論がありますが、私は今評価をしてプルサーマルが安全に実施できるということであれば、当初の設計段階でプルサーマルの実施を前提としていたかどうかは問題ではないと思いますが、具体的にどのような点が問題になるとお考えでしょうか。

1 間接推論 (慎重派パネリストへの質問)

安全性の議論は、非常に難しく危険だという話と問題ないという話のどちらが正しいのかを私に科学的に判断しろといわれても無理だと感じました。

そこで、私なりに考えることは、もし危険性が増して事故が起これば、九電は大きな損失を被るでしょうし、国も責任を問われることになると思いますが、プルサーマルが危険だといわれる先生方は、仮にプルサーマルが安全に行われても、何も責められることはないだろうということです。

九電も国も原子力の専門家を多く抱えているわけですから、危険だと言われる話が正しければ、プルサーマルはそれらの問題が解決するまで実施しないと思うわけです。そこで、危険だと主張される先生にお尋ねしたいのですが、九電や、国は先生方の主張を理解していないのでしょうか。

それとも理解していてそれに目をつぶる大きな理由が何か別にあるのでしょうか。

2 安全性の議論の明確化 (慎重派パネリストへの質問)

本日の討論会のテーマはプルサーマルの安全性であり、原子力発電の安全性ではないと認識しております。

原子力発電所の安全性に関しても、多くの議論があり、非常に危険であるといわれる方がいますが、現に原子力発電所は、トラブルこそいろいろ発生していますが、周辺に影響を与えるような大きな事故は発生していません。

純粹にプルサーマルを実施することで大きな事故が発生すると主張されておられるのでしょうか。

それとも原子力発電所は危険なもので、プルサーマルを実施するとその危険性が増加すると主張されているのでしょうか。

①
1 国の審査の信頼性について (国への質問)

最近、マンションやホテルの構造計算書が偽造され、それが自治体や、民間の審査機関の審査でも見逃されたという事件が話題となっております。

玄海 3 号のプルサーマル計画においては、九電側に安全評価の計算書を偽造したからといって、プルサーマル計画のコストが下がるというようなメリットもないと思いますし、国側でも 1 年以上の期間をかけ原子力安全保安院及び原子力安全委員会による審査が行われており、偽造を見逃すというようなことはないと思います。

当初より世の中の注目を集めているプルサーマル計画において、そのようなことが発生するとは思われませんが、いかがでしょうか。

②
2 原子力の慎重な取扱い (慎重派パネリストへの励まし)

私は、原子力発電所の安全性に関しては専門的知識を持ち合わせていませんが、国や電力会社が安全だという、それに対して原子力に反対される方が、いろんな観点から安全性に対する警鐘を寄せられる。

このような、やり取りが安全性を確保する上で非常に重要ではないかと考えております。やはり、新しいことをやる場合には、思わぬことで失敗につながるという可能性もないわけではなく、より慎重に取り組んでいくことが必要であると思います。

本日の討論会を聞いていて、原子力に関しては、様々な見方があり、また世間の注目を集めているため、電力会社も国も慎重に取り組まざるを得ないということがよくわかりました。

私個人としては、これだけ慎重に取り扱われているのだから、大丈夫であるという感想を持ちました。

是非、反対の立場の先生方におかれましては、今後も、原子力に関し、様々な視点からほどほどに警鐘を鳴らしていただきたいと思います。



案

2005.12.7

プルサーマル公開討論会

進行台本

平成17年12月25日

舞台進行概要

TIME	LAP	項目	出演者	進行内容	備考
		受付開始		・〇〇にて入場受付	
12:30	30'	開場		・◆◆の間ドアオープン ・注意事項カゲナレ	
13:00	1'	司会挨拶	司 会	・開会	
13:01	4'	開会挨拶	古川知事	・知事登壇 ・司会者より知事の紹介 ・知事による開会の挨拶	
13:05	2'	パネルディスカッション案内	司 会	・会の進め方説明 ・コーディネータ、パネリスト紹介	
13:07	8'	パネルディスカッション開始 ・コーディネータ挨拶	中村浩美氏	・コーディネータ挨拶 ・コーディネータよりプルサーマル概要説明	
13:15	30'	パネリストからの意見・説明	<p>○パネリストからの意見・説明(各5分)</p> <p>○安全性についてパネルディスカッション [主テーマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の安全性(プルトニウム富化度など) ・被ばく(平常時、事故時の被ばく) ・発電所へのテロ(テロ対策、ミサイル攻撃) <p>パネリスト</p> <p>[推進側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出光一哉氏(プルトニウム富化度について説明) ・大橋弘忠氏(事故時の影響について説明) ・森本敏氏 (原子力発電所へのテロについて説明) <p>[慎重側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山内知也氏 ・小出裕章氏 ・小山英之氏 <p>オブザーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全・保安院 (2人) ・資源エネルギー庁 ・原子力安全委員会 ・九州電力 		
13:45	75'	・ディスカッション			
15:00	15'	休憩		・注意事項カゲナレ	
15:15	90'	会場との質疑応答	・コーディネータ ・パネリスト ・オブザーバー	・会場からの挙手による質問を受け、説明を行う	
16:45	15'	まとめ	・コーディネータ ・パネリスト	・各パネリスト発言(各2分) ・コーディネータによるまとめ	
17:00	2'	閉会	くらし環境本部長	・閉会挨拶	
17:02	10'	客だし		・カゲナレによる閉会の案内	
		取材対応		・取材対応会場にて、取材対応	

佐賀県主催「プルサーマル公開討論会」 進行シナリオ

時刻	項目	進行	内容
12:30	開場	カゲナレ	<p>[舞台袖にて声のみ]</p> <p>※開場時間は変更になる可能性あり。開場後速やかに繰り返し実施（5～10分間隔）</p> <p>ご案内申し上げます。 本日は佐賀県主催「プルサーマル公開討論会」へご来場いただき、誠にありがとうございます。 公開討論会の開始は13:00を予定しております。 パネリスト6名によるパネルディスカッションを行います。コーディネータは科学ジャーナリストの中村浩美さんです。お時間までいましばらくお待ちください。</p> <p>あらかじめ皆さまにお願い申し上げます。 本日の討論会には、多数のお客さまの参加が予想されますので、席は前から詰めてお座りください。ご本人分以外の座席の確保はご遠慮くださいますようお願いいたします。 会場内での飲食、ビデオ・カメラ・携帯電話による撮影、録音は一切禁止されております。また、携帯電話・ポケットベル等は他のお客さまに大変ご迷惑となりますので、電源をお切りくださいますようお願いいたします。 会場内の安全のため、危険物、拡声器、マイク、プラカード、および横断幕等の持ち込みは固くお断りいたします。 なお、会場内は禁煙とさせていただきますので、たばこをお吸いになる方は○階 ◆◆に設置しました喫煙場所にてお願いいたします。</p> <p>受付で配布いたしました封筒にアンケートが同封されております。今後の参考とさせていただきますので是非ご意見を記入ください。 アンケートは討論会終了後に、会場を出られたところで係員にお渡しいただくか、アンケート回収箱へご投函ください。</p> <p>会の進行に支障をきたすような、会場内での発言や行動につきましては、他のお客さまに大変ご迷惑となりますので、厳にお慎みください。万一、円滑な進行に支障をきたす場合には、退場していただくこともありますので、あらかじめご承知のうえ、ご協力下さいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お時間が参りますまでいましばらくお待ちください。</p>
12:53		誘導係	古川知事・コーディネータ・パネリストを舞台下手袖口へ案内（誘導員は案内後、舞台袖待機）
12:55	開始5分前	カゲナレ	<p>[舞台袖にて声のみ]</p> <p>公開討論会をまもなく開始いたします。</p>
13:00	オープニング	総合司会	<p>[舞台上に登場して]</p> <p>本日は佐賀県主催「プルサーマル公開討論会」へご参加いただき誠にありがとうございます。 私は本日の司会を務めさせていただきます佐賀県の〇〇と申します。 どうぞ最後まで宜しくお願いいたします。 まず、佐賀県知事の古川康よりご挨拶を申し上げます。</p>

13:01	主催者挨拶	知事	挨拶 (挨拶後、舞台袖から客席に移動。)
13:05	運営説明	総合司会	<p>それでは本日のプログラムを簡単にご案内いたします。 はじめに、科学ジャーナリスト 中村浩美さんのコーディネーターにより、パネルディスカッションを行います。 その後、休憩を挟みまして、会場参加者の皆様からのご質問を受け、パネリストの方々にお答えいただくという質疑応答の時間を設けております。</p> <p>会場への出入りは自由といたしますが、他のお客さまにご迷惑とならないようご配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、本日はインターネット及び地元ケーブルテレビにおいてによるライブ中継を行っております。あらかじめご了承ください。</p> <p>それではステージにお揃いの皆さまをご紹介します。 まず、6名のパネリストの方々から。 推進側のパネリストとして、 ① 九州大学大学院 教授の出光一哉さん ② 東京大学大学院 教授の大橋弘忠さん ③ 拓殖大学 海外事情研究所長の森本敏さん</p> <p>慎重側のパネリストとして、 ④ 神戸大学 海事科学部門助教授の山内知也さん ⑤ 京都大学 原子炉実験所助手の小出裕章さん ⑥ 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会代表の小山英之さん</p> <p>以上6名の方々です。</p> <p>オブザーバーとしまして、 ① 原子力安全・保安院 ② 原子力安全・保安院 ③ 資源エネルギー庁 ④ 原子力安全委員会 ⑤ 九州電力(株) 原子力発電本部長の樋口勝彦さん</p> <p>そして、全体を通してコーディネータを務めていただきますのは科学ジャーナリストの中村浩美さんです。エネルギー問題に限らず、航空分野など幅広い分野で活躍されています。</p> <p>それでは、ここからはコーディネータの中村さんに進行をお願いしたいと思います。中村さん、どうぞ宜しくお願いいたします。</p>

13:07	パネルディスカッション	中村氏	<p>[挨拶、プルサーマル概要説明]</p> <p>本日のコーディネータを務めさせていただきます中村浩美でございます。</p> <p>それでは、プルサーマルの安全性をテーマに、パネルディスカッションを進めてまいりたいと思います。</p> <p>進め方ですが、まず最初に、ご存知の方もたくさんいらっしゃると思いますが、会場の皆さまにプルサーマルとはどのようなことか知っていただくために、私から、簡単にプルサーマルについて説明します。</p> <p>その後6人の講師の皆さんお一人お一人にその主張されるところをお聞きして、4人のオブザーバーの皆さんを交えて、プルサーマルの安全性に絞って、自由討論、ディスカッションに入っていきたいと思っております。</p> <p>その中で、原子力発電所の一般的な安全性についても話が及ぶ可能性はあるかと思いますが、あくまでもプルサーマルの安全性についてということで議論が拡散しないようにお願いします。</p> <p>それでは、私からプルサーマルについて説明します。</p> <p>パワーポイントで説明</p> <p>本日は、佐賀県主催で公開討論会を開催し、テーマを「プルサーマルの安全性」にしぼって、パネルディスカッションと会場との質疑応答を行います。</p>
13:15		中村氏	<p>それでは、パネリストの皆さまから、プルサーマルに関する考え、意見というものを、まず最初にお伺いしたいと思います。</p> <p>ご発言の順番ですが、五十音順にご発言をいただこうと思います。</p> <p>本日は、非常に限られた時間しかございませんので、講師の皆さんも1人5分間程度で、なるべく簡潔に、発言要旨を明確にご発言いただいて、時間を有効に使わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず最初に、出光一哉さんからどうぞ。</p>
		パネリスト	<p>各パネリストによる意見紹介 (総合司会が5分経過の合図をベルで知らせる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出光一哉氏 (プルトニウム富化度について説明) ・山内知也氏 ・大橋弘忠氏 (事故時の影響について説明) ・小出裕章氏 ・小山英之氏 ・森本敏氏 (原子力発電所へのテロについて説明)

13:45	討論	中村氏 パネリスト オブザーバー
-------	----	------------------------

原子炉の安全性 [50分間]

① 余裕の低下 (制御棒の効き、燃料の融融点低下、熱伝導度低下)

② 余裕の増加 (自己制御性の向上)

③ プルトニウムスポット (FPガスの増加)

④ 実績の有無 (プルトニウムの富化度、最高燃焼度、プルトニウムの装荷量、原子炉の出力)

予想される議論

推進側：余裕は低下するが、それでも必要な余裕は十分確保されていることが安全審査でも確認されており、安全上の問題となることはない。

慎重派：余裕が低下することは、安全性が低下することである。

予想される議論

推進側：チェルノブイリ発電所の事故は、自己制御性がなかったことが原因であり、自己制御性が更に良くなることは、プラスの効果である。

慎重派：特に主張はないと思われる。

ありがとうございました。
ということで、プルサーマルの安全性をテーマに6人のパネリストお一人ずつのお考えを伺いましたが、意見が分かれました。

プルサーマルの安全性に問題はないという意見と、特にプルトニウム富化度が高く世界でも例がない、事故時の影響が大きくなるという意見と分かれてしまいました。

1. 原子炉の安全性について

まず、安全性に関する議論の最初のテーマとして、プルサーマルを実施した場合原子炉の安全性が従来のウラン炉心に比べどうなのかという点について議論したいと思います。

①余裕の低下

プルサーマルを実施すると制御棒の効きが悪くなる、燃料の融点が低くなる、燃料の熱伝導度が悪くなるという、物理的な事実がありますが、これらの点については安全上問題ないという評価がなされているそうです。まずこの点について議論をお願いしたいと思います。ご発言ありますか。

では、●●さんからどうぞ。

- ・●●より、意見説明
- さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。
- ・◆◆より、意見説明

△△さんは、どのように考えておられますか。

- ・△△より、意見説明

②余裕の増加

プルサーマルを実施することで、原子炉の自己制御性が現状より更に良くなりというプラスの面もあるようですが、この点についてはいかがでしょうか。

では、●●さんからどうぞ。

- ・●●より、意見説明
- さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。
- ・◆◆より、意見説明

△△さんは、どのように考えておられますか。

- ・△△より、意見説明

予想される議論

推進側：プルトニウムスポットの大きさ、数等を十分安全側の仮定を置き評価しても核分裂性のガスの放出量を評価しても燃料の健全性に影響はない。

慎重派：核分裂性ガスの放出量が燃焼度4万 MWD/t くらいから急激に上昇するデータがあり、燃料の健全性が確保できなくなる可能性がある。

③プルトニウムスポット

プルトニウムスポットの影響で、核分裂によるガスの発生量が増加し、燃料の健全性に問題が生じるという議論がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

では、●●さんからどうぞ。

・●●より、意見説明

●●さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。

・◆◆より、意見説明

△△さんは、どのように考えておられますか。

・△△より、意見説明

予想される議論

推進側：最高燃焼度、出力に関しては海外で実績がある。富化度についても臨界実験装置で実績があり、国の安全審査の指標として用いられる報告書でも玄海のプルサーマルの範囲内であれば問題ないとされている。

慎重派：実績がない項目があり、玄海が実験場となる。

④実績の有無について

玄海3号で計画されているプルサーマルに関しては、プルトニウムの富化度、最高燃焼度、プルトニウムの装荷量、原子炉の出力の点で過去に実績がないとの議論もあります。ほんとに実績がないのか、実績がない場合、安全性への影響はどうかを議論願いたい。

これについて、ご発言ありますか。

では、●●さんからどうぞ。

・●●より、意見説明

●●さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。

・◆◆より、意見説明

△△さんは、どのように考えておられますか。

・△△より、意見説明

14:35

被ばく [15分間]

- ① 平常時の被ばく (従業員及び周辺住民への影響)
- ② 事故時の被ばく (周辺住民への影響、格納容器の破損の可能性)

2. 被ばく

次に2つ目のテーマとして、平常時の発電所従業員、周辺住民の方々の被ばくがどうか、事故時の被ばくがどうかという点で議論したいと思います。

予想される議論

推進側：従業員に対しては、十分な被ばく防止策が実施される。周辺住民の方々には被ばくはない。

慎重派：特になし

① 平常時の被ばく

平常時の被ばくに関しては、MOX燃料を取り扱う発電所従業員に関しては、増加の可能性があります。また、周辺住民の方々には影響はないということですが、この点について異論はありますか。

では、●●さんからどうぞ。

			<ul style="list-style-type: none"> ●●より、意見説明 <p>●●さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆◆より、意見説明 <p>△△さんは、どのように考えておられますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> △△より、意見説明
		<p>予想される議論 推進側：事故時の被ばくに関しては、プルトニウム自体は放出されないため影響はない。</p> <p>慎重派：格納容器が破損し、プルトニウムが放出されないという保証はない。</p>	<p>②事故時の被ばく 万が一事故が発生した場合の発電所周辺の住民の方々の被ばくについて、評価がなされており、その結果も従来とほとんど変わらないということですが、この点についてはいかがでしょう。</p> <p>では、●●さんからどうぞ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●より、意見説明 <p>●●さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆◆より、意見説明 <p>△△さんは、どのように考えておられますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> △△より、意見説明
14:50			
		<p>原子力発電所へのテロについて [10分間]</p>	<p>3. 原子力発電所へのテロについて プルサーマルを実施すると、テロに狙われやすくなるといったことも言われておりますが、最後に、この点について議論していただきたいと思っております。</p> <p>□□さん、どうぞ。</p> <ul style="list-style-type: none"> □□より、意見説明 <p>□□さんの意見について、◆◆さん何かありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆◆より、意見説明 <p>△△さんは、どのように考えておられますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> △△より、意見説明
		<p>予想される議論 推進側：プルサーマルをやっているからといって、テロの与える効果が大きくなるわけではないので、狙われやすくなるわけではない。また、MOX燃料を奪ってもプルトニウムを抽出することは困難である。</p> <p>慎重派：プルトニウムがあるので狙われやすくなる。 ミサイル攻撃をされる。</p>	<p>まだまだ、6人のパネリストの方は、ご発言されたいところだと思いますが、後半の会場の皆さんとの質疑のなかで、お願いしたいと思います。</p>
15:00		総合司会	<p>以上をもちましてパネルディスカッションを終了させていただきます。</p> <p>ここで15分間の休憩をとりたいと思っております。</p> <p>それでは、お時間になりましたら席にお戻りくださいますようお願いいたします。</p>
15:00	休憩		休憩

15:00		誘導係	舞台上手袖口控え所へ案内
15:13		誘導係	進行合図により上手から登壇、着席 (緞帳を下ろし、出演者全員が着席し、司会がスタンバイした後、緞帳を上げる)
15:15		総合司会	お時間が参りました。 皆さまお席に着かれましたでしょうか。 それでは、会場との質疑応答を進めさせていただきます。引き続き、コーディネータの中村浩美さんに進行をお願いしたいと思います。中村さん宜しくお願いいたします。
15:15	会場との質疑応答	中村氏	それでは、これからは、会場の皆さんからの質問に答えてもらいますが、その前にルールをご説明します。 ご質問のある方はまず手を上げてください。 どなたにご発言いただくかは私が指名します。 指名された方は会場中央に2ヶ所ありますスタンドマイクの位置までお進みください。 そして、お名前とお住まいの市町村名をおっしゃってからご質問をお願いいたします。 また、ご質問はお一人さま1件とし、2分以内でお願いします。 なお、1分40秒でチャイムを鳴らしますので、よろしくお願ひします。 それでは、質問がある方はいませんか。
	挙手質問	質問者	質問
	応答	中村氏 パネリスト オブザーバー	ただいまの質問は、〇〇ということですのでよいですね。これについては、◆◆さんに説明させていただきます。 ◆◆ 質問への回答 これについて、△△さんいかがですか。 △ △ 説明 ありがとうございました。次の質問どうぞ。
		中村氏	推進派(慎重派)のパネリストへの質問が続きましたので、慎重派(推進派)のパネリストへの質問の方ありませんか。
	挙手質問	質問者	質問
	応答	中村氏 パネリスト オブザーバー	ただいまの質問は、△△ということですのでよいですね。これについては、●●さんに説明させていただきます。 ●● 質問への回答 これについて、◆◆さんいかがですか。 ◆◆ 説明 ありがとうございました。

最後の質問は推進の質問で終わる

16:45	まとめ	中村氏 パネリスト	<p>それでは、時間も残り少なくなりましたので、まとめに入りたいと思います。</p> <p>〇〇さん、◆◆さんの順で各パネリストから、2分程度の感想をお願いします。</p> <p>それでは、〇〇さんからお願いします。 [各パネリストによる所感紹介]</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、私から、・・・本日は、活発な討論ができたと考えています。 [コーディネータによるまとめ]</p>
17:00	閉会	総合司会	<p>以上を持ちまして、パネルディスカッションを終了させていただきます。中村さんをはじめ、パネリストの皆さまにはさまざまなお意見、丁寧なお説明を賜り感謝申し上げます。</p> <p>皆さま、最後に出演者の方々への大きな拍手をお願いいたします。</p> <p>続きまして、佐賀県〇〇より、閉会の挨拶をお願いします。</p>
17:00	閉会の辞	くらし環境本部長	<p>・閉会の挨拶</p>
17:03	閉会	総合司会	<p>ご来場の皆さまには長時間にわたり、ご清聴ありがとうございました。また最後には、熱心なお意見を数多く賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>プルサーマル公開討論会は、以上を持ちまして全プログラムを終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
17:03	退場	誘導係	<p>舞台上手袖口より退場、各控室へ</p>
		カゲナレ	<p>[舞台袖にて声のみ]</p> <p>受付で配布いたしました封筒にアンケートが同封されております。今後の参考とさせていただきますので是非ご意見を記入ください。</p> <p>アンケートは会場を出られたところで係員にお渡しいただくか、アンケート回収箱へご投函ください。</p> <p>皆さま本日はお忙しい中、佐賀県主催「プルサーマル公開討論会」へご来場いただき誠にありがとうございました。</p> <p>皆さまどうぞお気をつけてお帰りください。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>

以 上